資料編

業績……64
財務諸表……70
財務の状況……72
貸付金の状況……76
行政コスト計算財務書類……78
参考情報……84
沖縄振興開発金融公庫法（抜粋）……90
会計等に関する関連法の規定（抜粋）……92
沿革……94
組織機構……95
店舗……96

Appendix

（注）本誌の計数について

1. 単位未満の計数
　金額の単位未満は四捨五入しています。また比率（%）は表示前桁を四捨五入しています。したがって、合計欄の計数は、内訳を集計した計数と一致しないものがあります。
2. 表示方法
　単位に満たない数字は「0」、該当数字がない場合は「ー」と表示しています。
3. 各明細中、「当期」とは令和7年度のことを指します。
4. 出融資実績、残高に関する統計について、特に注記がない限り社債の取得を含みます。

沖縄県内の経済概況

令和７年度の県内経済は、堅調な公共事業に加えて、令和７年度の入域観光客数が年間を通じて好調に推移し、過去最多だった平成30年度を超える水準となるなど、主に観光関連産業が牽引し、拡大基調が続きました。令和7年11月以降、中国政府による渡航自粛要請により中国からの渡航客は減少したものの、国内客の増加や中国以外からの外国客の増加により、県内経済の大きな下押し要因とはなりませんでした。

なお、原材料価格・人件費の上昇を背景とした価格転嫁が進み、業況は好調とする事業者がある一方で、中小・小規模零細企業の中には、価格転嫁が難しい事業者があり、原材料価格や人件費の上昇、人手不足への対応が難しい先も一定数みられたほか、令和8年2月以降の中東情勢の悪化による原油高の影響も加わることで、今後、さらなる収支悪化が懸念されます。

個人消費では、百貨店売上高は微減したものの、スーパー、コンビニ、ドラッグストア売上高は値上げによる単価上昇に加え、観光客による免税売上が増加し好調に推移し、回復の動きが強まりました。新車販売台数は、2024年の自動車メーカー不正問題の反動増がみられた一方、車両本体価格の上昇等の影響で販売台数が減少し、増加幅は縮小しました。家電大型専門店販売額は、2024年度の家電需要喚起策の反動減などにより前年度を下回りました。

建設関連は、公共工事請負金額が前年度比で増加するなど回復の動きがありました。民間工事は、新設住宅着工戸数について、貸家、分譲は増加したものの、持家は建設コストの上昇等の影響で減少となり、弱めの動きが継続しました。建築着工床面積は、居住用、非居住用ともに増加しました。

観光関連は、入域観光客数について1,093万5,800人（前年度比+9.9%）と前年度を上回りました。また、年度では、過去最高だった平成30年度（1,000万4,300人）を上回り、過去最高値を更新しました。国内客についても、過去最高だった令和６年度の水準を上回り、過去最高を更新しました。外国客は、中国政府による渡航自粛要請により中国からの渡航客は減少したものの、中国以外からの外国客の増加により、過去最高の平成30年度の98.0%の水準まで回復しました。県内主要ホテルについては、客室稼働率、売上高ともに前年度を上回りました。

企業倒産関連では、東京商工リサーチ㈱の調査によると負債総額１千万円以上の倒産件数は82件と前年度比28件増（+51.8%）となりました。従業員規模別では、５人未満の倒産件数が60件で全体に占める割合73.1%と前年度比で10.8ポイント上昇しており、小規模企業の倒産が増加しました。

雇用関連は、有効求人倍率（平均）は1.09倍（前年度比▲0.02P）と4年連続で1倍を上回りました。完全失業率は3.1%と前年度より0.1ポイント上昇しました。

企業景況を公庫「県内企業景況調査」の業況判断D.I.（実績）でみると、直近の調査では製造業で原材料高騰の影響や人件費の負担による「悪化」回答があったものの、すべての業種で「好転」超となっており、県内景況は拡大していると判断されました。

令和７年度出・融資実績

（１）前年度対比表

（単位：百万円、%）

	令和７年度（A）	令和６年度（B）	増減（A）－（B）	対前年度実績比（A）／（B）×100
融資実績	102,681	87,402	15,279	117.5
出資実績	151	202	△ 52	74.3
計	102,831	87,604	15,227	117.4

（２）計画と実績対比表

（単位：百万円、%）

資金名	令和７年度当初計画（A）	令和７年度実績（B）	計画比（B）/（A）×100	対前年度実績比
産業開発資金	70,000	42,533	60.8	112.2
中小企業等資金	87,000	50,649	58.2	116.8
（中小企業資金）	(40,000)	(29,311)	(73.3)	(117.8)
（生業資金）	(47,000)	(21,338)	(45.4)	(115.4)
生活衛生資金	4,000	1,316	32.9	112.3
医療資金	5,000	2,802	56.0	28,020.0
農林漁業資金	8,000	2,176	27.2	80.2
住宅資金	5,000	3,204	64.1	143.5
貸付計	179,000	102,681	57.4	117.5
出資	3,700	151	4.1	74.3
合計	182,700	102,831	56.3	117.4

（注）生業資金には教育資金及び恩給担保資金を含みます。

（３）概　況

令和7年度の事業計画は、当初計画で貸付1,790億円、出資37億円と決定されました。貸付実績は1,027億円（当初計画比57.4％、前年度比17.5％増）となりました。また、出資の実績は1億51百万円となりました。

資金別にみると、産業開発資金425億33百万円（前年度比12.2％増）、中小企業等資金506億49百万円（同16.8％増）、生活衛生資金13億16百万円（同12.3％増）、医療資金28億2百万円（同27920.0％増）、農林漁業資金21億76百万円（同19.8％減）、住宅資金32億4百万円（同43.5％増）となっています。

この結果、当公庫の令和7年度末の貸付残高は9,641億円、出資残高は78億25百万円となりました。貸付残高については、前年度に比べ186億円、1.9％の減少となっています。

また、県内の金融機関（国内銀行、信用金庫の県内店舗。6行庫ベース）の総貸付残高に占める当公庫の融資比率（シェア）は令和8年3月末現在で16.4％となりました。

令和７年度実績の資金別割合

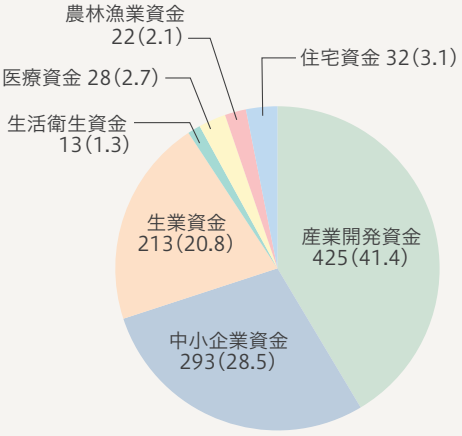

（単位：億円、（ ）内は構成比で％）

令和７年度末融資残高及び融資累計額

（単位：百万円、％）

資金名	令和７年度末融資残高（A）	構成比	令和６年度末融資残高（B）	増減（A）－（B）	伸び率	融資累計額（昭和47～令和７年度）	構成比
産業開発資金	390,598	40.5	392,514	△ 1,916	△ 0.5	2,186,958	29.2
中小企業等資金	428,074	44.4	437,890	△ 9,816	△ 2.2	2,752,044	36.8
（中小企業資金）	（202,980）	（21.1）	（201,323）	（1,657）	（0.8）	1,242,489	16.6
（生業資金）	（225,094）	（23.3）	（236,567）	（△ 11,473）	（△ 4.8）	1,509,556	20.2
生活衛生資金	13,916	1.4	14,602	△ 686	△ 4.7	137,492	1.8
医療資金	39,568	4.1	39,060	508	1.3	148,896	2.0
農林漁業資金	28,675	3.0	29,774	△ 1,100	△ 3.7	247,437	3.3
住宅資金	63,254	6.6	68,853	△ 5,599	△ 8.1	2,004,353	26.8
その他資金	－	－	－	－	－	4,781	0.1
合計	964,084	100.0	982,693	△ 18,608	△ 1.9	7,481,961	100.0

令和７年度末残高の資金別割合

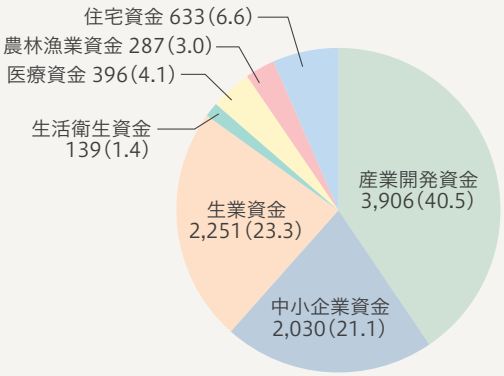

（単位：億円、（ ）内は構成比で％）

融資累計額の資金別割合

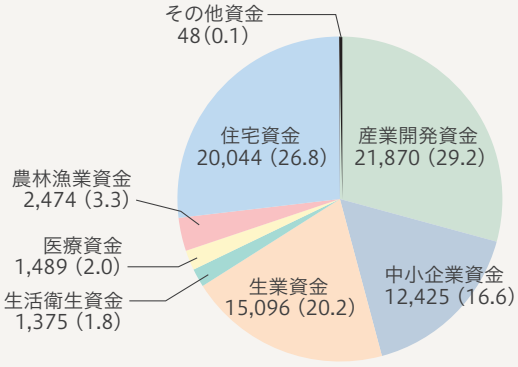

（単位：億円、（ ）内は構成比で％）

融資実績の推移

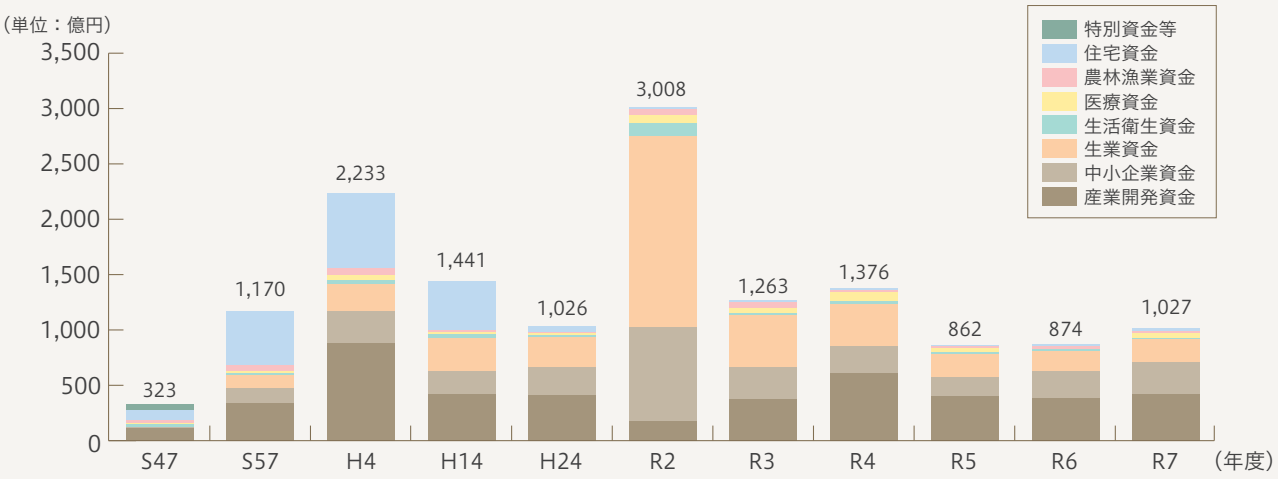

融資残高の推移

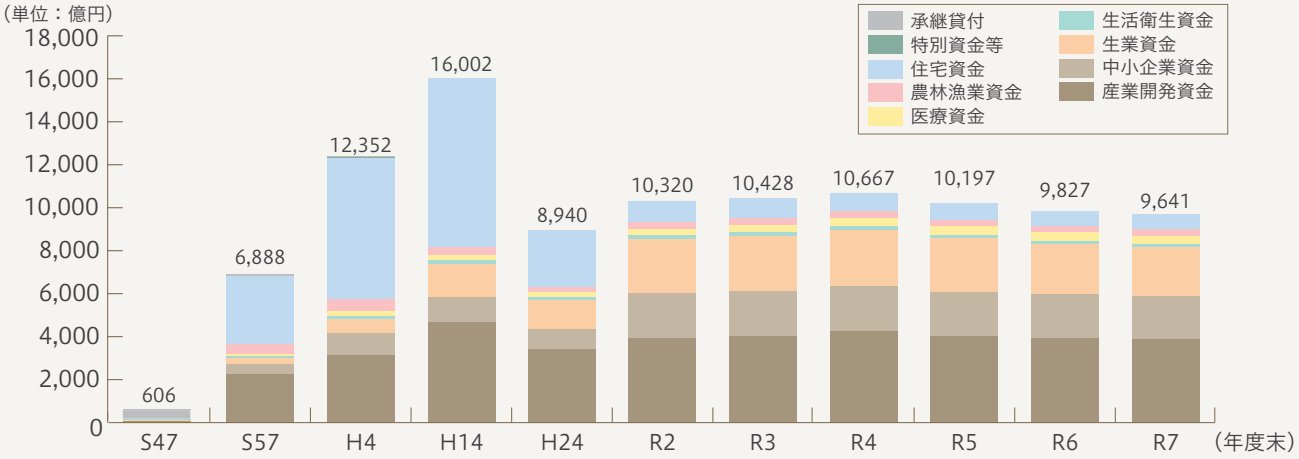

沖縄県内融資残高の推移

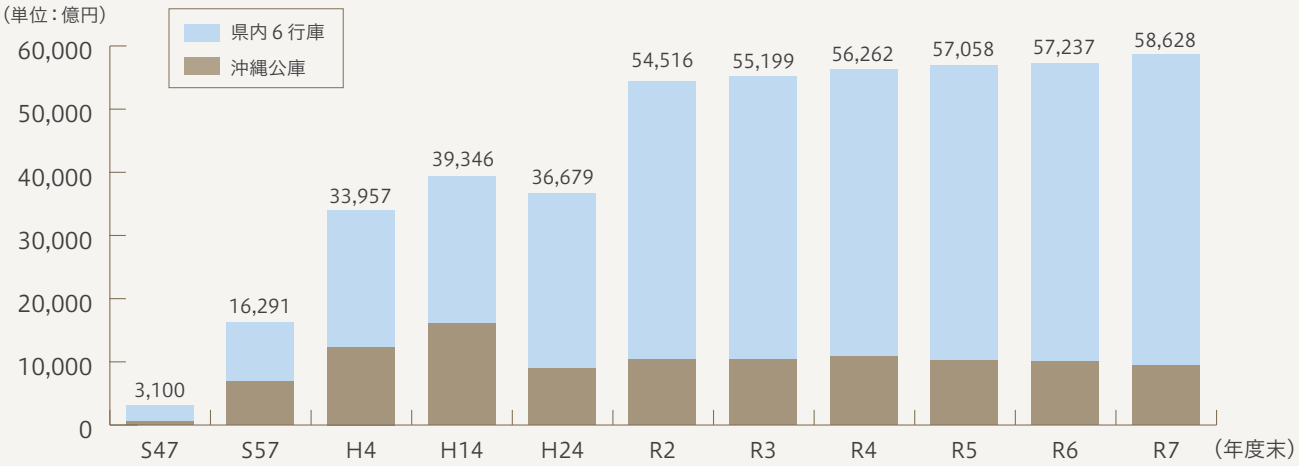

注）1.平成14年度及び平成24年度は年末、平残ベース。その他の年度は年度末、末残ベース。　2.県内６行庫は、国内銀行、信用金庫の県内店舗。

資料：日本銀行那覇支店資料を基に沖縄公庫作成

出・融資実績の推移

（単位：百万円）

	昭和 47	57	平成 4	14	24	令和 2	3	4	5	6	7 年度
産業開発資金	11,000	33,964	88,555	41,942	41,442	18,344	37,574	60,985	39,990	37,899	42,533
中小企業等資金	4,097	25,403	53,500	50,627	52,041	257,182	75,292	62,363	38,434	43,373	50,649
（中小企業資金）	(1,573)	(13,526)	(29,052)	(21,294)	(25,196)	(84,219)	(28,747)	(24,873)	(18,028)	(24,880)	(29,311)
（生 業 資 金）	(2,524)	(11,877)	(24,449)	(29,333)	(26,845)	(172,963)	(46,545)	(37,490)	(20,406)	(18,493)	(21,338)
生活衛生資金	510	1,296	3,000	3,731	2,134	10,880	2,262	2,235	1,562	1,173	1,316
医 療 資 金	121	1,777	4,200	1,545	1,375	7,352	5,209	8,121	3,400	10	2,802
農林漁業資金	3,308	5,598	6,500	2,435	1,096	6,167	5,085	2,690	2,011	2,714	2,176
住 宅 資 金	8,470	48,995	67,500	43,833	4,547	891	837	1,181	769	2,233	3,204
特 殊 資 金	264	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
特 別 資 金	4,517	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
小 計	32,287	117,032	223,255	144,113	102,634	300,815	126,259	137,575	86,166	87,402	102,681
出 資	–	–	120	90	428	216	61	277	640	202	151
合 計	32,287	117,032	223,375	144,203	103,062	301,031	126,319	137,852	86,806	87,604	102,831

出・融資残高の推移

（単位：百万円）

	昭和 47	57	平成 4	14	24	令和 2	3	4	5	6	7 年度
産業開発資金	7,686	224,479	317,622	467,460	341,160	397,763	401,418	426,405	404,136	392,514	390,598
中小企業等資金	3,328	74,244	162,183	264,370	225,167	456,046	467,803	469,037	452,342	437,890	428,074
（中小企業資金）	(1,049)	(44,178)	(100,100)	(116,071)	(90,943)	(203,861)	(208,999)	(208,875)	(203,568)	(201,323)	(202,980)
（生 業 資 金）	(2,278)	(30,066)	(62,083)	(148,299)	(134,224)	(252,185)	(258,804)	(260,162)	(248,774)	(236,567)	(225,094)
生活衛生資金	408	4,790	11,099	20,788	18,636	16,954	16,514	16,194	15,726	14,602	13,916
医 療 資 金	118	15,275	24,995	25,362	19,611	28,734	32,652	39,334	40,940	39,060	39,568
農林漁業資金	1,169	44,739	55,206	38,753	24,346	31,033	32,245	31,634	30,378	29,774	28,675
住 宅 資 金	1,404	313,328	660,687	783,421	265,082	101,421	92,128	84,097	76,221	68,853	63,254
特 殊 資 金	262	118	–	–	–	–	–	–	–	–	–
特 別 資 金	4,504	85	2	–	–	–	–	–	–	–	–
承 継 貸 付	41,724	11,696	3,412	0	–	–	–	–	–	–	–
小 計	60,603	688,753	1,235,205	1,600,155	894,003	1,031,951	1,042,759	1,066,702	1,019,742	982,693	964,084
出 資	–	400	700	2,260	–	7,609	7,579	7,241	7,365	7,582	7,825
合 計	60,603	689,153	1,235,905	1,602,415	894,003	1,039,560	1,050,338	1,073,943	1,027,107	990,275	971,910

沖縄県内融資残高構成比（令和 7 年度末）

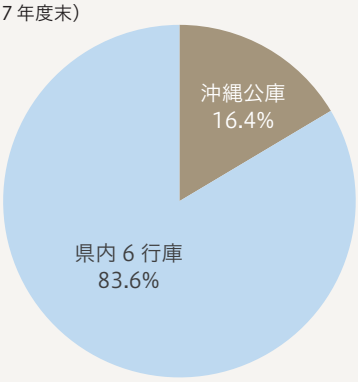

注）「県内 6 行庫」…国内銀行、信用金庫の県内店舗　　資料：日本銀行那覇支店資料を基に沖縄公庫作成

資金別融資実績の推移

産業開発資金（単位：億円）

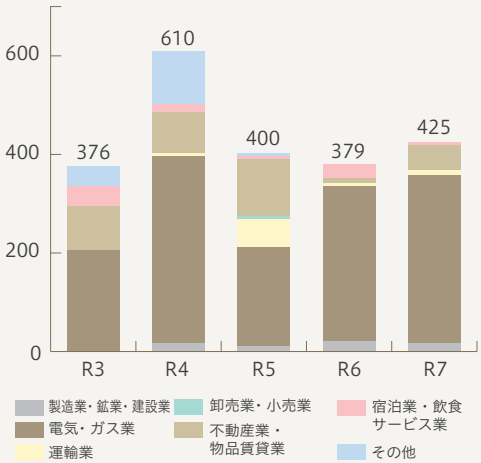

貸付金の業種別貸付状況　（単位：百万円）

	令和 3	4	5	6	7 年度
製造業・鉱業・建設業	–	1,700	1,050	2,168	1,900
電気・ガス業	20,840	37,999	20,200	31,200	34,200
運輸業	–	496	5,580	881	900
卸売業・小売業	–	–	410	–	–
不動産業・物品賃貸業	8,860	8,250	12,000	1,050	4,813
宿泊業・飲食サービス業	3,750	1,910	550	2,600	720
その他	4,124	10,630	200	–	–
合計	37,574	60,985	39,990	37,899	42,533

中小企業等資金（単位：億円）

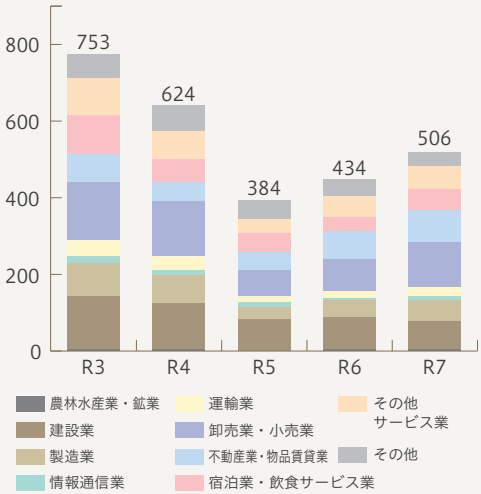

貸付金の業種別貸付状況　（単位：百万円）

	令和 3	4	5	6	7 年度
農林水産業・鉱業	603	530	168	252	258
建設業	13,357	11,975	7,776	8,446	7,412
製造業	8,495	6,522	3,282	3,931	5,068
情報通信業	1,712	1,191	761	752	1,296
運輸業	4,083	3,689	1,761	1,551	2,243
卸売業・小売業	14,644	14,424	6,760	8,779	11,539
不動産業・物品賃貸業	6,775	4,498	4,707	6,856	7,867
宿泊業・飲食サービス業	10,322	5,792	4,516	3,506	5,616
その他サービス業	9,278	7,093	3,873	5,329	5,698
その他	6,022	6,649	4,830	3,971	3,653
合計	75,292	62,363	38,434	43,373	50,649

生活衛生資金（単位：億円）

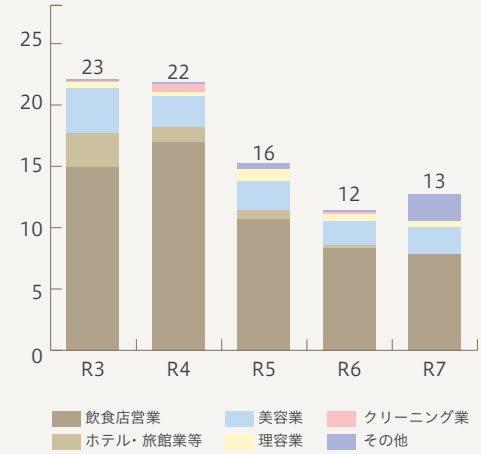

貸付金の業種別貸付状況　（単位：百万円）

	令和 3	4	5	6	7 年度
飲食店営業	1,540	1,750	1,092	863	814
ホテル・旅館業等	290	119	92	27	0
美容業	376	261	245	192	228
理容業	48	45	92	68	49
クリーニング業	6	60	0	13	0
その他	2	1	42	10	226
合計	2,262	2,235	1,562	1,173	1,316

医療資金（単位：億円）

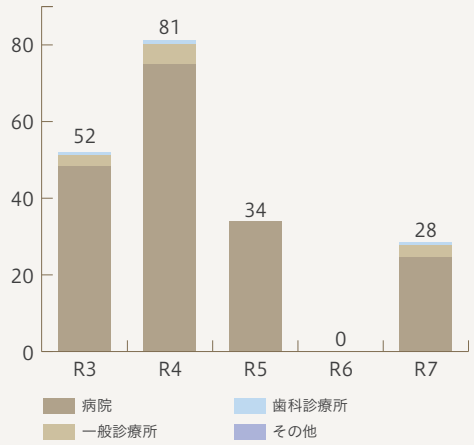

貸付金の施設別貸付状況　（単位：百万円）

	令和 3	4	5	6	7 年度
病院	4,830	7,510	3,400	–	2,432
一般診療所	283	517	–	–	350
歯科診療所	96	94	–	10	12
その他	–	–	–	–	8
合計	5,209	8,121	3,400	10	2,802

農林漁業資金（単位：億円）

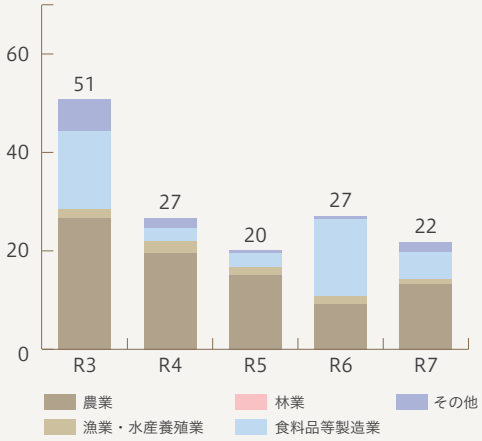

貸付金の業種別貸付状況　（単位：百万円）

	令和 3	4	5	6	7 年度
農業	2,693	1,956	1,513	955	1,309
漁業・水産養殖業	180	268	146	133	120
林業	11	11	12	12	10
食料品等製造業	1,559	246	310	1,567	553
その他	642	210	30	46	183
合計	5,085	2,690	2,011	2,714	2,176

住宅資金（単位：億円）

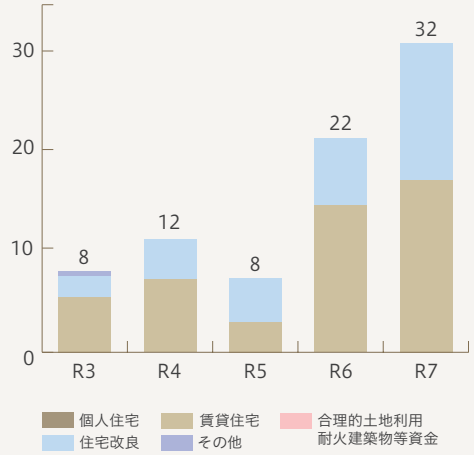

貸付金の種類別貸付状況　（単位：百万円）

	令和 3	4	5	6	7 年度
個人住宅	–	–	–	–	–
賃貸住宅	592	769	330	1,539	1,803
合理的土地利用耐火建築物等資金	–	–	–	–	–
住宅改良	216	412	439	694	1,401
その他	29	–	–	–	–
合計	837	1,181	769	2,233	3,204

貸借対照表

（単位：百万円）

科　　目	令和６年度	令和７年度
貸付金	980,548	961,942
出資金	7,582	7,792
現金預け金	15,796	40,161
有価証券	2,144	2,142
代理店勘定	12	8
未収収益	506	604
雑勘定	18	9
固定資産	6,561	7,308
貸倒引当金	△ 22,129	△23,240
資産合計	991,038	996,727
借入金	658,200	683,723
債券	118,150	108,209
貸付受入金	53,790	47,482
未払費用	1,070	1,491
雑勘定	78	58
賞与引当金	182	186
退職給付引当金	2,196	2,113
負債合計	833,665	843,262
資本金	156,349	156,509
積立金	1,097	1,025
当期未処分利益又は当期未処理損失（△）	△ 72	△ 4,069
純資産合計	157,373	153,465
負債・純資産合計	991,038	996,727

（注）貸借対照表の「当期未処分利益又は当期未処理損失」及び損益計算書の「当期利益金又は当期損失金」のうち、一般勘定の利益金については沖縄振興開発金融公庫の国庫納付金に関する政令第1条第1項の規定により、国庫納付することとし、米穀資金・新事業創出促進特別勘定の利益金（又は損失金）については、沖縄振興開発金融公庫法施行令附則第4条第2項（又は第3項）の規定により同勘定の積立金として積み立てる（又は減額して整理する）こととしています。なお、令和7年度に生じた一般勘定の損失金については、繰越損失金として整理することとしています。

損益計算書

（単位：百万円）

科　　目	令和６年度	令和７年度
経常収益	34,067	33,043
貸付金利息		
公庫貸付金利息	8,721	9,217
受取配当金	30	38
受託手数料	4	4
一般会計より受入	1,303	1,581
エネルギー対策特別会計より受入	3	3
有価証券益	16	16
雑収入	182	56
貸倒引当金戻入	23,808	22,129
経常費用	34,139	37,112
借入金利息	2,482	3,370
債券利息	583	502
業務委託費	81	81
事務費	5,384	5,430
債券発行諸費	48	49
償却費	3,349	4,330
貸付金償却	3,208	4,182
固定資産減価償却費	141	147
貸倒引当金繰入	22,129	23,240
雑損	84	110
当期利益金又は当期損失金（△）	△ 72	△4,069

重要な会計方針等（令和７年度決算）

1．有価証券の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法によっている。また、投資事業組合への出資金については組合の事業年度に係る財務諸表等に基づいて、組合の損益のうち持分相当額を純額で計上している。

2．固定資産の減価償却方法

法人税法（昭和40年法律第34号）の基準を採用し、定額法により行っている。

なお、減価償却累計額は次のとおりである。

固定資産 4,128百万円

3．引当金の計上基準

⑴貸倒引当金

貸付金の貸倒れによる損失に備えるため、沖縄振興開発金融公庫の国庫納付金に関する政令（昭和26年政令第162号）第1条第3項の規定により一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従い、発生の可能性が高い将来の損失額を合理的に見積もった額の範囲内で計上している。

⑵賞与引当金

賞与引当金は、役員及び職員の賞与の支払いに備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上している。

⑶退職給付引当金

退職給付引当金は、役員及び職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき計上している。

退職一時金については、当公庫は職員300人未満の企業に該当することから、簡便法を適用し、自己都合による期末退職金要支給額を退職給付債務とする方法によっている。

なお、企業年金基金制度については、基金全体の令和7年3月末の年金債務額から令和8年3月末の年金資産額を控除した不足額を標準給与月額の沖縄振興開発金融公庫の負担割合に応じて退職給付債務を計上している。

4．その他財務諸表作成のための重要な事項

⑴消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっている。

⑵繰延勘定の処理方法

債券発行費

支出時に全額費用として処理している。

⑶延滞債権額

貸付金のうち、延滞債権額（弁済期限を6箇月以上経過して延滞となっている貸付けの元金残高額）は、8,931百万円となっている。

財務の状況

主要経営指標の推移

（単位：百万円、％）

科　　目	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
経常収益	26,482	29,716	33,721	34,067	33,043
当期利益金又は当期損失金（△）	2,680	△ 33	△ 87	△ 72	△4,069
貸付金残高	1,038,554	1,062,539	1,017,596	980,548	961,942
純資産残高	157,066	157,032	157,245	157,373	153,465
総資産残高	1,081,114	1,082,147	1,023,307	991,038	996,727
自己資本比率	14.53	14.51	15.37	15.88	15.40

（注）1. 貸付金残高には、社債の取得は含みません。
2. 自己資本比率＝純資産残高／総資産残高 ×100

資金計画の実績推移

（単位：億円）

科　　目	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
（支出）					
貸付金	1,373	1,186	729	738	1,021
出資金	1	3	2	3	4
借入金等償還	898	1,044	1,572	1,120	1,132
事業損金等	467	290	216	245	502
合計（A）	2,738	2,522	2,520	2,106	2,658
（収入）					
貸付回収金	1,136	1,115	1,317	1,197	1,102
事業益金等	797	539	351	235	268
合計（B）	1,932	1,654	1,668	1,432	1,370
借入金・債券（A）－（B）	806	868	852	674	1,288
（借入金・債券の内訳）					
借入金	703	765	747	568	1,184
財政融資資金借入金	700	762	740	558	1,180
独立行政法人勤労者退職金共済機構借入金	3	3	7	10	4
債　券	103	103	105	107	104
沖縄振興開発金融公庫債券	100	100	100	100	100
沖縄振興開発金融公庫住宅宅地債券	3	3	5	7	4

（注）民間借入金は、公庫法の規定により借入れした事業年度内に償還することが定められており、年度末の残高はゼロであるため本表には表示していません。なお、令和３年度から令和７年度までの借入実績はありません。

借入金等の明細

（単位：百万円）

借入金等の名称	当期首残高	当期借入額	当期償還額	当期末残高
財政融資資金借入金	655,122	118,000	92,067	681,055
一般会計借入金	0	–	0	–
独立行政法人勤労者退職金共済機構借入金	3,078	352	762	2,668
合　　計	658,200	118,352	92,829	683,723

債券の明細

（単位：百万円）

債券の名称	当期首残高	当期発行額	当期償還額	当期末残高
沖縄振興開発金融公庫債券	115,000	10,000	20,000	105,000
沖縄振興開発金融公庫住宅宅地債券	3,150	447	388	3,209
合　　計	118,150	10,447	20,388	108,209

引当金の明細

（単位：百万円）

引当金の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	22,129	23,240	22,129	23,240
賞与引当金	182	186	182	186
退職給付引当金	2,196	130	213	2,113

（注）貸倒引当金の当期減少額は、洗替えによる取崩し額です。

出資者及び出資額の明細

（単位：百万円）

国の会計区分	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
一般会計	121,978	100	–	122,078
承　　継	21,556	–	–	21,556
財政投融資特別会計投資勘定	12,815	60	–	12,875
合　　計	156,349	160	–	156,509

固定資産の明細

（単位：百万円）

資産の種類	当期首残高（取得価額）	当期増加額	当期減少額	当期末残高（取得価額）	減価償却累計額	当期償却額	差引当期末残高
土　地	3,313	–	–	3,313	–	–	3,313
建　物	6,457	15	0	6,472	3,738	135	2,734
構築物	238	–	–	238	217	1	22
機械器具備品	206	34	11	228	173	11	55
敷　金	62	0	–	62	–	–	62
固定資産仮払金	277	847	1	1,123	–	–	1,123
合　　計	10,553	896	13	11,436	4,128	147	7,308

保有有価証券の状況

（単位：億円）

		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
1. 株式及社債		42	42	21	21	21
2. 運用に係るもの	有価証券期末残高	－	－	－	－	－
	有価証券平均残高	－	－	－	－	－

（注）株式及社債は、資産流動化法に基づき取得した特定社債です。

資本金の推移

（単位：百万円）

年　度	資本金額	年　度	資本金額	年　度	資本金額	年　度	資本金額
昭和47年5月（設立時）	21,556	平成2～3年度	28,526	平成13年度	68,582	平成28年度	77,672
47～52	24,556	4	29,183	14～16	70,182	29	77,837
53	24,656	5	30,550	17～19	70,232	30	78,324
54	24,856	6	31,580	20～21	71,692	令和元年度	83,068
55～56	24,956	7	36,116	22	71,892	2	111,028
57	25,356	8	39,767	23	72,336	3～4	155,849
58	26,956	9	43,618	24	73,489	5	156,149
59～62	27,556	10	52,918	25	74,089	6	156,349
63	27,956	11	58,605	26	75,828	7	156,509
平成元年度	28,026	12	63,192	27	77,293		

事務費の明細

（単位：百万円）

	令和６年度	令和７年度
役員給	77	83
職員基本給・諸手当	1,784	1,777
賞与引当金繰入	182	186
退職給付費用	288	130
諸支出金	307	304
旅　費	85	90
業務諸費	2,602	2,806
債権保全費	12	10
税　金	47	43
合　　計	5,384	5,430

経費率

（単位：億円、％）

	令和６年度	令和７年度
経費（A）	55	56
貸付金平均残高(B)（貸付受入金平均残高を除く）	9,558	9,316
経費率（A）／（B）	0.58	0.60

（注）経費＝事務費＋業務委託費＋債券発行諸費

利益率

（単位：%）

	令和６年度	令和７年度
総資産経常利益率	―	―
資本経常利益率	―	―
総資産当期利益率	―	―
資本当期利益率	―	―

（注）1. 総資産経常（当期）利益率＝経常（当期）利益／総資産（保証債務見返勘定を除く）平均残高×100
2. 資 本 経 常（当期）利益率＝経常（当期）利益／資本勘定（貸倒引当金勘定を含む）平均残高×100

資金運用収支の内訳等

（単位：億円、%）

	令和６年度			令和７年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	9,558	87	0.91	9,316	92	0.99
資金調達勘定	8,012	31	0.38	7,745	39	0.50
資金運用収支（利回り差）	－	57	(0.53)	－	53	(0.49)

（注）1. 資金運用勘定（平均残高）＝貸付金平均残高－貸付受入金平均残高
2. 資金調達勘定（平均残高）＝借入金等平均残高
3. 資金運用収支＝貸付金利息－借入金利息－債券利息－寄託金利息

貸付金利息・支払利息の分析

（単位：億円）

	令和６年度			令和７年度		
	残高による増減	利回りによる増減	純増減	残高による増減	利回りによる増減	純増減
貸付金利息	△５	５	△０	△２	７	５
支払利息	△２	△３	△５	△１	９	８

（参考）各種金利の推移（月末時点）

（単位：%）

年　月	基準金利		長期プライムレート	財政融資資金貸付金利			
	中小企業資金	産業開発資金		①	②	③	④
令和７年　１月	1.55	1.70	2.00	0.700	1.200	1.400	1.600
２月	1.65	1.90	2.20	0.900	1.300	1.500	1.700
３月	1.85	2.05	2.35	1.100	1.500	1.700	1.900
４月	1.95	1.90	2.05	1.200	1.600	1.900	2.100
５月	1.75	1.75	↓	0.900	1.400	1.700	2.000
６月	1.85	1.95	2.25	1.000	1.600	2.000	2.200
７月	↓	1.90	2.20	↓	1.500	1.800	2.100
８月	1.95	↓	↓	1.200	1.700	2.000	2.300
９月	2.05	2.00	2.30	↓	↓	2.100	↓
10月	2.00	2.10	2.40	1.300	1.800	↓	↓
11月	↓	2.15	2.45	↓	↓	↓	↓
12月	2.10	2.30	2.60	↓	1.900	2.200	2.500
８年　１月	2.40	2.45	2.75	1.600	2.200	2.400	2.700
２月	2.50	2.60	2.90	1.700	2.300	2.600	2.900
３月	2.40	2.50	2.80	1.600	2.200	2.500	2.700

（注）１. 基準金利欄は、貸付期間 10 年（据置なし）の金利です。
２. 財政融資資金貸付金利欄は、①期間 7 年据置 1 年、②期間 15 年据置 2 年、③期間 20 年据置 2 年、④期間 25 年据置 2 年の金利です。

貸付金の状況

総貸付金残高

（単位：億円）

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
期末残高	10,386	10,625	10,176	9,805	9,619
平均残高	10,388	10,559	10,334	9,806	9,592

（注）社債の取得は含みません。

業種別貸付金残高

（単位：百万円）

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
農林水産業	22,924	23,169	22,553	21,432	20,848
鉱業・採石業・砂利採取業	2,499	2,311	2,047	1,776	1,471
建設業	63,980	65,350	64,205	63,101	59,860
製造業	65,899	66,544	63,942	63,874	63,633
電気・ガス・熱供給・水道業	131,126	156,997	163,445	180,004	193,814
情報通信業	8,906	9,080	8,761	8,363	8,354
運輸業・郵便業	48,729	45,941	47,585	44,533	41,554
卸売業・小売業	95,652	95,270	90,023	87,266	86,391
金融業・保険業	586	611	627	606	532
不動産業・物品賃貸業	245,972	242,840	213,491	187,343	180,078
学術研究・専門・技術サービス業	12,053	12,448	11,415	12,133	11,810
宿泊業・飲食サービス業	136,116	130,017	125,813	119,794	112,392
生活関連サービス業・娯楽業	43,229	51,829	49,550	46,952	45,351
教育・学習支援業	10,670	10,045	9,399	8,849	8,276
医療・福祉	64,712	71,138	71,564	68,156	67,132
複合サービス事業	636	753	726	706	661
サービス業（他に分類されない）	17,777	17,980	17,204	16,558	16,101
その他	71,294	64,379	57,393	51,248	45,825
合　　計	1,042,759	1,066,702	1,019,742	982,693	964,084

（注）「その他」は、教育資金、恩給担保資金及び住宅資金（個人関係）等に係るものです。

使途別貸付金残高

（単位：百万円）

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
設備資金	689,814	710,910	680,603	660,682	656,473
運転資金	352,946	355,792	339,139	322,010	307,612
合　　計	1,042,759	1,066,702	1,019,742	982,693	964,084

業種別・資金使途別貸付金残高

（単位：百万円）

	令和６年度			令和７年度		
	設備資金	運転資金	合　計	設備資金	運転資金	合　計
農林水産業	8,779	12,653	21,432	8,633	12,215	20,848
鉱業･採石業･砂利採取業	1,531	246	1,776	1,286	184	1,471
建設業	8,916	54,185	63,101	8,750	51,110	59,860
製造業	34,994	28,880	63,874	35,962	27,671	63,633
電気･ガス･熱供給･水道業	179,955	49	180,004	193,771	43	193,814
情報通信業	1,361	7,003	8,363	1,680	6,675	8,354
運輸業・郵便業	32,754	11,779	44,533	30,100	11,454	41,554
卸売業・小売業	25,699	61,566	87,266	28,399	57,992	86,391
金融業・保険業	67	539	606	63	469	532
不動産業・物品賃貸業	171,855	15,488	187,343	162,966	17,113	180,078
学術研究・専門･技術サービス業	2,456	9,677	12,133	2,529	9,281	11,810
宿泊業･飲食サービス業	69,847	49,948	119,794	67,222	45,170	112,392
生活関連サービス業・娯楽業	24,382	22,570	46,952	24,434	20,917	45,351
教育・学習支援業	5,317	3,532	8,849	5,060	3,216	8,276
医療・福祉	48,200	19,955	68,156	45,994	21,139	67,132
複合サービス事業	537	169	706	524	136	661
サービス業(他に分類されない)	8,382	8,176	16,558	8,108	7,993	16,101
その他	35,651	15,597	51,248	30,991	14,834	45,825
合　　計	660,682	322,010	982,693	656,473	307,612	964,084

（注）「その他」は、教育資金、恩給担保資金及び住宅資金（個人関係）等に係るものです。

職員１人当たり及び１店舗当たりの貸付金残高

（単位：百万円）

	令和６年度	令和７年度
職員１人当たり残高	4,427	4,382
１店舗当たり残高	163,782	160,681

貸付金償却額

（単位：百万円）

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
貸付金償却額	889	1,644	1,417	3,208	4,182

延滞債権額（6ヵ月以上延滞）

（単位：百万円、％）

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
延滞債権額（A）	2,746	4,022	5,946	6,797	8,931
総貸付金残高（B）	1,038,554	1,062,539	1,017,596	980,548	961,942
比率（A）／（B）×100	0.26	0.38	0.58	0.69	0.93

（注）1. 延滞債権額：弁済期限を６ヵ月以上経過して延滞となっている貸付の元金残高額
2. 総貸付金残高には、社債の取得は含みません。

行政コスト計算財務書類

沖縄公庫を含む特殊法人等は、国民に対する説明責任を確保し、透明性の一層の向上を図る観点から「特殊法人等に係る行政コスト計算書作成指針」(平成13年6月財政制度等審議会財政制度分科会法制・公企業会計部会公企業会計小委員会公表）に拠り、行政コスト計算財務書類を作成公表しています。

行政コスト計算財務書類とは、特殊法人等が民間企業として活動を行っていると仮定して企業会計原則に準拠した民間企業仮定財務諸表を作成するとともに、通常コストとして認識されない政府出資金等に係る機会費用についても加算し、最終的に国民負担に帰すべきコストを集約表示する書類です。

行政コスト計算書

（単位：百万円）

科　　目	令和６年度	令和７年度
Ⅰ　業務費用		
仮定損益計算書上の費用		
資金調達費用	3,065	3,872
役務取引等費用	81	81
その他業務費用	48	49
業務経費	5,434	5,568
その他経常費用	1,224	5,333
特別損失	0	0
（控除）業務収益		
資金運用収益	△ 8,768	△ 9,268
役務取引等収益	△ 3	△ 3
その他経常収益	△ 175	△ 49
業務費用合計	906	5,583
Ⅱ　機会費用		
政府出資の機会費用	2,341	3,703
低利借入金に係る機会費用	0	0
公務員からの出向職員に係る退職給付引当金増加額	10	11
機会費用合計	2,351	3,714
Ⅲ　行政コスト	3,257	9,297

民間企業仮定貸借対照表

（単位：百万円）

科　　目	令和６年度	令和７年度
（資産の部）		
現金預け金	15,808	40,169
現金	2	2
預け金	15,806	40,166
有価証券	8,242	8,485
株式	6,139	6,376
社債	2,102	2,109
貸出金	926,759	914,460
証書貸付	980,548	961,942
未貸付額	△ 53,790	△ 47,482
その他資産	562	648
未収収益	482	577
その他の資産	80	71
有形固定資産	7,585	7,588
建物	6,446	6,461
土地	3,295	3,295
建設仮勘定	277	683
その他の有形固定資産	2,759	2,792
減価償却累計額	△ 5,192	△ 5,643
無形固定資産	388	787
ソフトウェア	196	169
ソフトウェア仮勘定	192	618
貸倒引当金	△ 22,179	△ 23,240
資産の部合計	937,164	948,897
（負債の部）		
借用金	658,200	683,723
債券	118,150	108,209
その他負債	2,301	2,360
未払費用	1,070	1,491
その他の負債	1,231	869
賞与引当金	182	186
退職給付引当金	2,196	2,113
負債の部合計	781,029	796,591
（純資産の部）		
資本金	156,349	156,509
利益剰余金	△ 172	△ 4,170
その他利益剰余金	△ 172	△ 4,170
米穀資金・新事業創出促進積立金	1,097	1,025
繰越利益剰余金	△ 1,268	△ 5,195
その他有価証券評価差額金	△ 42	△ 32
純資産の部合計	156,135	152,306
負債及び純資産の部合計	937,164	948,897

民間企業仮定損益計算書

（単位：百万円）

科　　目	令和６年度	令和７年度
経常収益	10,252	10,904
資金運用収益	8,768	9,268
貸出金利息	8,722	9,214
有価証券利息配当金	46	54
その他の受入利息	0	0
役務取引等収益	3	3
国庫補助金収入	3	3
政府補給金収入	1,303	1,581
その他経常収益	175	49
株式等売却益	5	17
その他の経常収益	170	33
経常費用	9,852	14,903
資金調達費用	3,065	3,872
借用金利息	2,482	3,370
債券利息	583	502
役務取引等費用	81	81
その他業務費用	48	49
業務経費	5,434	5,568
その他経常費用	1,224	5,333
貸倒引当金繰入額	539	4,227
貸出金償却	611	1,016
株式等償却	60	―
株式等売却損	―	75
その他の経常費用	14	15
経常利益又は経常損失（△）	400	△ 3,999
特別損失	0	0
固定資産処分損	0	0
当期純利益又は当期純損失（△）	400	△ 3,999

キャッシュ・フロー計算書

（単位：百万円）

科　　目	令和６年度	令和７年度
Ⅰ　業務活動によるキャッシュ・フロー		
当期純利益又は当期純損失（△）	400	△ 3,999
減価償却費	721	754
貸倒引当金の増減額	△ 2,057	1,061
退職給付引当金の増減額	△ 34	△ 83
賞与引当金の増減額	7	4
資金運用収益	△ 8,768	△ 9,268
資金調達費用	3,065	3,872
有価証券関連損	55	58
固定資産処分損益	0	0
貸出金の純増減	49,112	12,299
債券の純増減	△ 9,670	△ 9,941
借用金の純増減	△ 34,935	25,523
資金運用による収入	8,801	9,173
資金調達による支出	△ 2,906	△ 3,451
その他	15	△ 43
業務活動によるキャッシュ・フロー	3,806	25,960
Ⅱ　投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△ 302	△ 351
有価証券の売却による収入	7	48
有形固定資産の取得による支出	△ 196	△ 455
無形固定資産の取得による支出	△ 200	△ 498
その他	―	△ 0
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 692	△ 1,256
Ⅲ　財務活動によるキャッシュ・フロー		
出資金の受入による収入	200	160
リース債務の返済による支出	△ 458	△ 503
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 258	△ 343
Ⅳ　現金及び現金同等物の増加額（△減少額）	2,856	24,361
Ⅴ　現金及び現金同等物の期首残高	12,952	15,808
Ⅵ　現金及び現金同等物の期末残高	15,808	40,169

民間企業仮定株主資本等変動計算書（令和６年４月１日～令和７年３月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				評価・換算差額等	純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	その他有価証券評価差額金	
		その他利益剰余金				
		米穀資金・新事業創出促進積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	156,149	1,184	△ 1,755	155,577	△ 24	155,554
当期変動額						
出資金の受入	200			200		200
当期純利益			400	400		400
米穀資金・新事業創出促進積立金		△ 87	87	―		―
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					△ 18	△ 18
当期変動額合計	200	△ 87	487	600	△ 18	581
当期末残高	156,349	1,097	△ 1,268	156,177	△ 42	156,135

民間企業仮定株主資本等変動計算書（令和７年４月１日～令和８年３月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				評価・換算差額等	純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	その他有価証券評価差額金	
		その他利益剰余金				
		米穀資金・新事業創出促進積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	156,349	1,097	△ 1,268	156,177	△ 42	156,135
当期変動額						
出資金の受入	160			160		160
当期純損失			△ 3,999	△ 3,999		△ 3,999
米穀資金・新事業創出促進積立金		△ 72	72	―		―
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					10	10
当期変動額合計	160	△ 72	△ 3,927	△ 3,839	10	△ 3,829
当期末残高	156,509	1,025	△ 5,195	152,338	△ 32	152,306

（注）１．米穀資金・新事業創出促進積立金については民間企業仮定損益計算書から計算されたものではなく、現行の財務諸表から計算された金額です。
２．米穀資金・新事業創出促進積立金は、沖縄振興開発金融公庫法施行令附則第４条第２項に基づく法第19条第４項の業務に係る積立金です。

財務書類の注記

令和６年度

重要な会計方針

１．有価証券の評価基準及び評価方法
　関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。また、投資事業組合への出資金については組合の事業年度に係る財務諸表等に基づいて、組合の損益のうち持分相当額を純額で計上しております。

２．固定資産の償却方法
⑴有形固定資産（リース資産を除く）
　有形固定資産の減価償却は、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
　建物　8～50年
　動産　5～15年

⑵無形固定資産
　無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。
　自社利用のソフトウェア（公庫内利用分）については、公庫内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

⑶リース資産
　所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

３．引当金の計上基準
⑴貸倒引当金
　貸倒引当金は、予め定めている貸倒引当金算定基準に則り、次のとおり計上しております。
　「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号　令和4年4月14日最終改正）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで引き当てており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求めこれに将来見込み等、必要な修正を加えて算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。
　破綻懸念先の債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価格との差額を貸倒引当金とする方法（DCF法）により計上しております。
　すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、業務関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。

⑵賞与引当金
　賞与引当金は、役員及び職員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

⑶退職給付引当金
　当公庫は、確定給付型の制度として、企業年金基金制度及び退職一時金制度を設けております。
　退職給付引当金は、役員及び職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
　なお、企業年金基金制度については、基金全体の令和6年3月末の年金債務額から令和7年3月末の年金資産額を控除した積立不足額を標準給与月額の当公庫の負担割合に応じて退職給付債務を認識しております。また、退職一時金については、当公庫は職員300人未満の企業に該当することから、簡便法を適用し、自己都合による期末退職金要支給額を退職給付債務とする方法によっております。

令和７年度

重要な会計方針

１．有価証券の評価基準及び評価方法
　同左

２．固定資産の償却方法
⑴有形固定資産（リース資産を除く）
　同左

⑵無形固定資産
　同左

⑶リース資産
　同左

３．引当金の計上基準
⑴貸倒引当金
　同左

⑵賞与引当金
　同左

⑶退職給付引当金
　当公庫は、確定給付型の制度として、企業年金基金制度及び退職一時金制度を設けております。
　退職給付引当金は、役員及び職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
　なお、企業年金基金制度については、基金全体の令和7年3月末の年金債務額から令和8年3月末の年金資産額を控除した積立不足額を標準給与月額の当公庫の負担割合に応じて退職給付債務を認識しております。また、退職一時金については、当公庫は職員300人未満の企業に該当することから、簡便法を適用し、自己都合による期末退職金要支給額を退職給付債務とする方法によっております。

令和６年度

4．消費税等の会計処理
　消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、業務経費等の費用は税込方式によっております。

5．債券発行費の会計処理
　支出時に全額費用として処理しております。

注記事項－貸借対照表関係

1．リスク管理債権の明細
　沖縄振興開発金融公庫は、「銀行法」及び「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（金融再生法）」の対象ではありませんが、自己査定の結果を踏まえて、銀行法に基づくリスク管理債権について開示しています。
　なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	10,147百万円
危険債権額	15,148百万円
三月以上延滞債権額	ー 百万円
貸出条件緩和債権額	63,492百万円
合計額	88,787百万円

　破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。
　危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。
　三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。
　貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。
　上記の債権額は、資産査定結果を踏まえ算出したもので、貸倒引当金控除前の金額であります。なお、上記債権額は未貸付額を含んだ金額であります。

2．未貸付額
　貸借対照表にて、貸出金より控除している未貸付額は、貸付資金の未交付額であります。

3．有価証券関係
　⑴子会社株式及び関連会社株式
　子会社株式及び関連会社株式は、市場価格がなく、時価評価の対象とはしていません。

（注）市場価格のない株式等の民間企業仮定貸借対照表計上額

（単位：百万円）

区　分	民間企業仮定貸借対照表計上額
関連会社株式	2,115
合　計	2,115

令和７年度

4．消費税等の会計処理
　同左

5．債券発行費の会計処理
　同左

注記事項－貸借対照表関係

1．リスク管理債権の明細
　沖縄振興開発金融公庫は、「銀行法」及び「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（金融再生法）」の対象ではありませんが、自己査定の結果を踏まえて、銀行法に基づくリスク管理債権について開示しています。
　なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	13,052百万円
危険債権額	8,506百万円
三月以上延滞債権額	ー 百万円
貸出条件緩和債権額	65,171百万円
合計額	86,730百万円

　破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。
　危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。
　三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。
　貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。
　上記の債権額は、資産査定結果を踏まえ算出したもので、貸倒引当金控除前の金額であります。なお、上記債権額は未貸付額を含んだ金額であります。

2．未貸付額
　同左

3．有価証券関係
　⑴子会社株式及び関連会社株式
　同左

（注）市場価格のない株式等の民間企業仮定貸借対照表計上額

（単位：百万円）

区　分	民間企業仮定貸借対照表計上額
関連会社株式	2,115
合　計	2,115

令和６年度

⑵その他有価証券

（単位：百万円）

	種類	民間企業仮定貸借対照表計上額	取得原価	差額
時価が民間企業仮定貸借対照表計上額を超えないもの	社債	2,102	2,144	△42
	合計	2,102	2,144	△42

（※）社債の時価については、当期末において同様の新規引受を行った場合に想定される信用リスクを加味した利率により、将来の元利金の受取額を割り引いた現在価値を時価としています。

（注）上表に含まれない市場価格のない株式等の民間企業仮定貸借対照表計上額

（単位：百万円）

区分	民間企業仮定貸借対照表計上額
非上場株式	4,024
合計	4,024

注記事項－キャッシュ・フロー計算書関係

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、民間企業仮定貸借対照表上の「現金預け金」であります。

現金及び現金同等物の期末残高と民間企業仮定貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は次のとおりであります。

現金預け金勘定	15,808百万円
現金及び現金同等物	15,808百万円

注記事項－行政コスト計算書関係

１．機会費用の計上基準

⑴政府出資

政府出資金に係る機会費用の算定における利子率は1.497%を採用しております。

⑵通常の資金調達よりも有利な条件による資金調達

無利子による政府からの資金調達に係る機会費用は、各年度における通常の資金調達に係る約定利率の加重平均値を実質金利として算定し、これを各無利子借入金の借入残高に乗じて算定しております。

⑶公務員からの出向職員に係る退職給付引当金の当期増加額

公務員からの出向職員に係る、自己都合による期末退職手当所要額と期首退職手当所要額の差額を計上しております。

その他

持分法損益

持分法を適用した場合の関連会社株式の評価額及び持分法を適用した場合の投資利益は次のとおりであります。

関連会社に対する投資の金額	2,115百万円
持分法を適用した場合の関連会社株式評価額	3,767百万円
貸借対照表価額との差額	1,652百万円
持分法を適用した場合の投資利益の金額	189百万円

重要な後発事象

該当事項はありません。

令和７年度

⑵その他有価証券

（単位：百万円）

	種類	民間企業仮定貸借対照表計上額	取得原価	差額
時価が民間企業仮定貸借対照表計上額を超えないもの	社債	2,109	2,142	△33
	合計	2,109	2,142	△33

（※）社債の時価については、当期末において同様の新規引受を行った場合に想定される信用リスクを加味した利率により、将来の元利金の受取額を割り引いた現在価値を時価としています。

（注）上表に含まれない市場価格のない株式等の民間企業仮定貸借対照表計上額

（単位：百万円）

区分	民間企業仮定貸借対照表計上額
非上場株式	4,261
合計	4,261

注記事項－キャッシュ・フロー計算書関係

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、民間企業仮定貸借対照表上の「現金預け金」であります。

現金及び現金同等物の期末残高と民間企業仮定貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は次のとおりであります。

現金預け金勘定	40,169百万円
現金及び現金同等物	40,169百万円

注記事項－行政コスト計算書関係

１．機会費用の計上基準

⑴政府出資

政府出資金に係る機会費用の算定における利子率は2.366%を採用しております。

⑵通常の資金調達よりも有利な条件による資金調達

同左

⑶公務員からの出向職員に係る退職給付引当金の当期増加額

同左

その他

持分法損益

持分法を適用した場合の関連会社株式の評価額及び持分法を適用した場合の投資利益は次のとおりであります。

関連会社に対する投資の金額	2,115百万円
持分法を適用した場合の関連会社株式評価額	3,895百万円
貸借対照表価額との差額	1,780百万円
持分法を適用した場合の投資利益の金額	129百万円

重要な後発事象

同左

リスク管理債権等

沖縄公庫は、「銀行法」及び「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（金融再生法）」の対象ではありませんが、自己査定の結果を踏まえて、銀行法に基づくリスク管理債権及び金融再生法に基づく開示債権について開示しています。

1. リスク管理債権

銀行法に基づくリスク管理債権は以下のとおりです。

（単位：百万円）

区　　分	令和６年度	令和７年度
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	10,147	13,052
危険債権	15,148	8,506
三月以上延滞債権	―	―
貸出条件緩和債権	63,492	65,171
小　　計	88,787	86,729
正常債権	894,396	877,937
合　　計	983,182	964,667

（注）計数は、単位未満四捨五入によるため、各計数の和は必ずしも合計と一致しません。以下、各表とも同じ。

各区分の定義は以下のとおりです。

⑴破産更生債権及びこれらに準ずる債権
破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権

⑵危険債権
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権

⑶三月以上延滞債権
元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸付金（上記⑴及び⑵を除く）

⑷貸出条件緩和債権
債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金（上記⑴～⑶を除く）

⑸正常債権
債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記⑴～⑷以外のものに区分される債権

2. 金融再生法に基づく開示債権

金融再生法に基づく開示債権は以下のとおりです。

（単位：百万円）

区　　分	令和６年度	令和７年度
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	10,147	13,052
危険債権	15,148	8,506
要管理債権	63,492	65,171
小　　計	88,787	86,729
正常債権	894,396	877,937
合　　計	983,182	964,667

各区分の定義は以下のとおりです。

⑴破産更生債権及びこれらに準ずる債権
同左

⑵危険債権
同左

⑶要管理債権
三月以上延滞債権（上記⑴及び⑵を除く）及び貸出条件緩和債権（上記⑴及び⑵並びに「三月以上延滞債権」を除く）

⑷正常債権
債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記⑴～⑶以外のものに区分される債権

自己査定・金融再生法開示債権・リスク管理債権一覧（令和８年３月末時点）

（単位：百万円）

自己査定債務者区分	自己査定分類区分 非分類	自己査定分類区分 II分類	自己査定分類区分 III分類	自己査定分類区分 IV分類	引当金（引当率）	金融再生法開示債権	リスク管理債権
破綻先 実質破綻先 13,052	担保・保証による保全部分 1,838		非保全部分の全額を個別引当 11,214		11,214 （100％）	破産更生債権及びこれらに準ずる債権 13,052	破産更生債権及びこれらに準ずる債権 13,052
破綻懸念先 8,506	担保・保証による保全部分 2,432		非保全部分の一部（劣後ローン等は全額）を個別引当 6,074		劣後ローン等 659 （100％） 1,229 （22.6936％）	危険債権 8,506	危険債権 8,506
要注意先 要管理先（注2） 71,620	貸倒実績率に基づく今後3年間の予想損失により一般引当 70,612		劣後ローンの非保全部分全額を一般引当 953		劣後ローン 953 （100％） 3,921 （5.5524％）	要管理債権 65,171	三月以上延滞債権 ― 貸出条件緩和債権 65,171
要注意先 その他要注意先 110,563	貸倒実績率に基づく今後1年間の予想損失により一般引当 106,722		劣後ローンの非保全部分全額を一般引当 2,244		劣後ローン 2,244 （100％） 879 （0.8233％）		
正常先 760,416	同　上 714,586				2,141 （0.2996％）	正常債権 877,937	正常債権 877,937
地方公共団体に対する債権 509							
総　計（注1） 964,667					個別 13,102 一般 10,138 合計 23,240	総　計 964,667	総　計 964,667

（注）1. 自己査定の対象資産は貸付金、未収貸付金利息、貸付資産関連の仮払金、引受社債としての有価証券、引受社債関連の未収有価証券利息及び保証債務見返です。
2. 自己査定上の「要管理先」債権は、当該債務者に対する総与信ベースの金額です。
※計数は、単位未満四捨五入によるため、各計数の和は必ずしも合計と一致しません。

沖縄振興開発金融公庫（法人番号7360005000440）の役職員の報酬・給与等について（令和7年度）

Ⅰ 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 役員報酬の支給水準の設定についての考え方

当公庫は、沖縄県を対象地域とし、本土における政策金融機関の業務を一元的に担う総合的な政策金融機関として、沖縄の経済の振興と社会の開発を金融面から支援している。

役員については、沖縄地域の金融・経済事情や国及び沖縄における広範な公共政策の動向などに識見のある者で構成されており、役員報酬については、国会の議決を経て承認された予算に従い、国家公務員の指定職に準じた水準となっている。

② 令和7年度における役員報酬についての業績反映のさせ方（業績給の仕組み及び導入実績を含む。）

役員報酬のうち、特別手当の額については、役員の勤務実績に応じ、増額又は減額することができることとしている。

③ 役員報酬基準の内容及び令和7年度における改定内容

理事長
副理事長
理事
監事（非常勤）

役員報酬は、下表のとおり、本俸、特別調整手当、通勤手当、特別手当から構成されている。

令和7年度は、国家公務員に準じて次の改定を実施した。

・本俸の引上げ（＋14,000円～31,000円）。
・特別手当の引上げ（＋0.05ヵ月）。
・特別手当の支給基準は、下表のとおりである。

給与の種類	支給水準
イ 本俸	月額（単位：千円） 理事長……1,152 副理事長……990 理事……856 監事（非常勤）……512
ロ 特別調整手当	東京都特別区に在勤する役員 本俸月額×0.2
ハ 通勤手当	一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第12条第1項及び第2項の規定に準じて支給
ニ 特別手当	{本俸月額＋（本俸月額×0.45）}×支給割合（※）×在職期間 （※）令和7年度支給割合：3.50ヵ月

・監事（非常勤）については、特別調整手当、通勤手当、特別手当の支給はない。

2 役員の報酬等の支給状況

役名	令和7年度年間報酬等の総額					就任・退任の状況		前職
		報酬（給与）	賞与	その他（内容）		就任	退任	
A理事長	千円 19,670	千円 13,824	千円 5,846	千円 －				※
B副理事長	千円 6,037	千円 2,967	千円 2,476	千円 594	（特別調整手当）		令和7年 6月27日	◇
C副理事長	千円 13,359	千円 9,009	千円 2,548	千円 1,802	（特別調整手当）	令和7年 6月28日		◇
D理事	千円 6,249	千円 3,423	千円 2,141	千円 685	（特別調整手当）		令和7年 7月30日	◇
E理事	千円 10,533	千円 6,876	千円 2,203	千円 1,375 79	（特別調整手当） （通勤手当）	令和7年 7月31日		◇
F理事	千円 14,616	千円 10,272	千円 4,344	千円 －				※
G理事	千円 14,616	千円 10,272	千円 4,344	千円 －				
監事 （非常勤）	千円 6,144	千円 6,144	千円 －	千円 －		令和7年 4月1日		

注1：「特別調整手当」とは、民間の賃金水準が高い地域に在勤する役員に支給しているものである。
注2：本表の「前職」欄の「*」は退職公務員、「◇」は役員出向者、「※」は独立行政法人等の退職者、「＊※」は退職公務員でその後独立行政法人等の退職者であることを示す。
注3：各項目で端数処理を行っているため、各項目の合計が、総額と一致しない場合がある。

3 役員の報酬水準の妥当性について

【法人の検証結果】

理事長
副理事長
理事
監事（非常勤）

当公庫は、昭和47年の本土復帰以来、沖縄における政策金融を一元的・総合的に行っている政策金融機関であり、国及び沖縄県の重点施策と一体となって沖縄の振興開発に取り組んでいる。

したがって、当公庫の役員については、経済や金融についての高い専門性はもとより国及び沖縄における広範な公共政策に関する幅広い知見が必要であり、そのような広範かつ高度な見識を持つ人材を登用するためにも、国家公務員の指定職に準じた報酬水準は妥当であると考える。

また、役員報酬については、国会の議決を経て承認された予算の範囲内で適正に執行している。

【主務大臣の検証結果】

役員の職務・職責や国家公務員指定職の俸給との比較等を踏まえると、現行の報酬水準は妥当であると考える。

4 役員の退職手当の支給状況

（令和7年度中に退職手当を支給された退職者の状況）

区分	支給額（総額）	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	前職
理事長	千円 該当者なし	年　月			
副理事長	千円 該当者なし	年　月			
理事	千円 該当者なし	年　月			

注：本表の「前職」欄の「＊」は退職公務員、「◇」は役員出向者、「※」は独立行政法人等の退職者、「＊※」は退職公務員でその後独立行政法人等の退職者であることを示す。

5 退職手当の水準の妥当性について

【主務大臣の判断理由等】

区分	判断理由
理事長	該当者なし
副理事長	該当者なし
理事	該当者なし

6 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

役員報酬のうち、特別手当の額については、役員の勤務実績に応じ、増額又は減額することができることとしている。

今後についても、継続していく予定である。

Ⅱ 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 職員給与の支給水準の設定等についての考え方

給与水準については、社会一般の情勢に適合するよう、民間の給与水準等に準拠して定められている国家公務員の給与水準等を勘案して、自律的・自主的な労使関係の中で決定している。

② 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方（業績給の仕組み及び導入実績を含む。）

人事考課に基づき職員の勤務成績を昇給・昇格に反映させるとともに、奨励手当において半期毎の勤務成績を反映させる仕組みとしている。

③ 給与制度の内容

職員の給与については、給与規程第2条において、基本給及び諸手当を定めており、それぞれの区分は以下のとおりである。
基本給：本俸、扶養手当、管理職手当
諸手当：特別都市手当、時間外勤務手当、管理職特別勤務手当、特地勤務手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、宿日直手当、在宅勤務等手当、期末手当、奨励手当

④ 給与制度の令和7年度における主な改定内容

1.国家公務員に準じて次の改定を実施した。
①本俸の引上げ（平均2.85％）
②賞与の引上げ（＋0.05ヵ月）
③通勤手当の引上げ
（距離区分に応じ＋200円～7,100円）

2.特別都市手当の支給を受けていた職員が転勤により東京都特別区以外の地域に在勤することとなる場合は、当該転勤発令の日から1年を経過するまでの間、特別都市手当を支給（支給割合×50％）。

2 職員給与の支給状況等

① 常勤職員の数

全常勤職員（令和８年４月１日時点）： 212人
注：常勤の在外職員、任期付職員及び再雇用職員を含む全ての常勤職員の総数

うち同一の職種等により通年で給与が支給された職員（対象常勤職員）： 173人

② 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	令和7年度の年間給与額（平均） 総額	うち所定内	うち通勤手当等	うち賞与
	人	歳	千円	千円	千円	千円
常勤職員	173	42.9	8,841	6,134	63	2,707
事務・技術	173	42.9	8,841	6,134	63	2,707
非常勤職員	24	54.8	4,300	3,334	81	966
事務・技術	8	50.1	3,960	2,901	75	1,059
嘱託	16	57.2	4,470	3,551	84	919

注1：常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再雇用職員を除く。
注2：常勤職員については、「事務・技術」以外の職種の該当者がいないことから欄を省略した。
注3：在外職員、任期付職員、再雇用職員については、該当者がいないことから欄を省略した。
注4：嘱託とは、業務の繁忙等の事由により、専門性の高い業務を委嘱された者をいう。
注5：「年間給与額」は、時間外手当を除く給与の額。
注6：「通勤手当等」は、通勤手当と在宅勤務等手当の合算。

③ 年齢別年間給与の分布状況（事務・技術職員）
〔在外職員、任期付職員及び再雇用職員を除く。以下、⑤まで同じ。〕

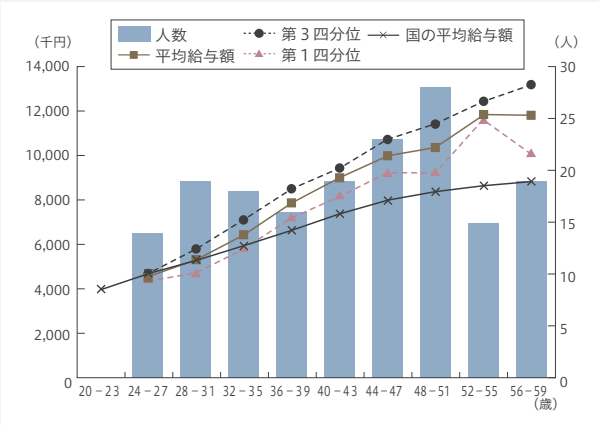

注1：②の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。
注2：近年の新規採用は四大卒以上に限られており、入庫後１年未満の職員は本調査の対象から除外されていることから、20～23歳の該当職員がいない。

④ 職位別年間給与の分布状況（事務・技術職員）

（事務・技術職員）

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	年間給与額 平均	最高～最低
代表的職位	人	歳	千円	千円
本店・本部課長	20	52.8	12,171	14,431 ～ 11,076
本店・本部係員	15	27.9	4,837	5,797 ～ 4,528

⑤ 賞与（令和7年度）における査定部分の比率（事務・技術職員）

区分		夏季（6月）	冬季（12月）	計
管理職員	一律支給分（期末相当）	53.1 %	48.5 %	50.8 %
	査定支給分（勤勉相当）（平均）	46.9 %	51.5 %	49.2 %
	最高～最低	54.8～44.2 %	59.3～42.7 %	57.2～43.5 %
一般職員	一律支給分（期末相当）	54.4 %	54.2 %	54.3 %
	査定支給分（勤勉相当）（平均）	45.6 %	45.8 %	45.7 %
	最高～最低	46.8～43.6 %	51.3～40.1 %	49.2～41.9 %

3　給与水準の妥当性の検証等

○事務・技術職員

項　目	内　　容
対国家公務員指数の状況	年齢勘案　121.3 年齢・地域勘案　130.9 年齢・学歴勘案　118.1 年齢・地域・学歴勘案　128.8
国に比べて給与水準が高くなっている理由	1　高い専門性を有する人材の確保 当公庫は、沖縄県のみを対象地域とし、本土における政策金融機関の業務を一元的に担っているほか、沖縄の地域的な政策課題に応えるための独自の業務として、産業基盤整備、地域開発事業への出融資や新事業支援のための出資業務を行っており、総合的な政策金融機関として、沖縄の経済の振興と社会の開発を金融面から支援している。 一般の金融機関が行う金融サービスを補完し、民間投資を促進するため、電力・空港関連施設・ホテル等の地域開発事業や、中小・小規模事業者、農林漁業者の必要とする長期資金を出融資しているほか、住宅・医療・教育等の生活分野における多様な資金ニーズにも応えている。また、蓄積した経済・金融情報やノウハウの提供により、各種の産業施策の立案やプロジェクトの企画形成の支援に加え、事業再生、創業者の支援、新規事業育成のための出資にも積極的に取り組んでいる。 限られた定員のなかでこのような業務を遂行するため、当公庫の職員には、幅広い分野のより高い専門性に対応できる能力が必要であることから、大学卒以上を中心とする職員採用を継続的に実施している。なお、職員の95.9％が融資、出資、管理、企画、調査等の多様な業務を担う総合職職員となっており、国家公務員（行（一）大学卒65.1％）に比べ大学卒の割合が高い。 （学歴別の人員構成） 当公庫：大学卒 95.9%、短大卒 2.9%、高校卒 1.2%、中学卒 ー 国家公務員（行（一））：大学卒 65.1%、短大卒 12.6%、高校卒 22.3%、中学卒 0.0% 注１：大学卒には、修士課程以上の修了者（6.4%）を含む。 注２：当公庫では、最終学歴が中学卒の職員はいないことから、「ー」にて表示。 2　総合政策金融機関としての執行態勢の確保 当公庫においては、限られた人数で、高い専門性が求められる多様な政策金融を一元的、効率的に実施するとともに、金融機関として求められている責任の下、適切に業務を行う執行態勢の確保を図るため、相応の権限と責任を持った管理職職員を一定数必要としていることから、管理職職員の割合が、国家公務員（行（一））と比べて高くなっている。なお、当公庫の管理職職員は、組織のマネジメントのみならず、事業によっては直接顧客との交渉にあたるなど、部下職員には困難な業務を直接遂行するプレイングマネージャーとしての役割も果たしている。 （管理職層の割合） 当公庫　31.0%　（支店課長級以上） 国家公務員（行（一））　17.8%　（俸給の特別調整額受給者） （級別人員構成の割合） 当公庫　20.5%　（２等級以上） 国家公務員（行（一））　5.6%　（７級以上） 3　離島地域の資金ニーズに対する対応 当公庫は、多くの離島を抱える沖縄にあって、離島地域のニーズにきめ細かく対応するため、宮古支店、八重山支店を有している。両支店の職員に対しては、国家公務員に準じて特地勤務手当を支給しているが、その受給者の割合が国家公務員（行（一））と比べて高くなっている。 （特地勤務手当受給者の割合） 当公庫　9.9% 国家公務員（行（一））　0.7% 4　沖縄県に本店を有することによる地域勘案指数への影響 当公庫の本店（沖縄県）には、組織の中枢を担う役職層が多数勤務している。沖縄県は、国家公務員における「地域手当の非支給地」に該当するが、同じ「地域手当の非支給地」にある国の機関は、小規模な地方事務所が多く、役職層の割合が少ないことから、当公庫の地域勘案指数は高くなっていると考えられる。 【支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合　8.0%】 （国からの財政支出額　958百万円、支出予算の総額11,936百万円：令和7年度予算） 【累積欠損額：なし（令和6年度決算）】 【管理職の割合 31.0%（常勤職員数 171名中53名）】 【大卒以上の高学歴者の割合 95.9%（常勤職員数171名中164名）】 【支出総額に占める給与・報酬等支給総額　24.0%】 （支出総額　8,451百万円、給与・報酬等支給総額2,031百万円：令和6年度決算）

給与水準の妥当性の検証	【検証結果】 （法人の検証結果） 当公庫はプロパー職員、国及び他政策金融機関からの出向者で構成される小規模な組織であり、ラスパイレス指数の算定対象者となる1年超在籍者の職階構成が毎年の人事異動や育児休業の取得者数で変動した影響等により、令和7年度の対国家公務員指数は121.3と前年度（125.7）に比べ4.4ポイント減少した。 給与水準については、上記の「国に比べて給与水準が高くなっている理由欄」にも記載したとおりであり、給与は、国会の議決を経て決定された人件費予算の範囲内で適正に執行・管理している。 （主務大臣の検証結果） 沖縄公庫においては、少ない人数で、日本政策金融公庫並びの融資業務に加え、産業開発資金等の融資や出資といった幅広い業務を行うために、高度な専門性を有する人材の確保を必要としており、令和7年度の対国家公務員指数は121.3となっている。引き続き、管理職職員等の本俸引上げ幅の抑制等を通じ、給与水準の適正化に努めることが必要である。
講ずる措置	【講ずる措置】 令和8年度においても、国における取組みを踏まえつつ、給与制度の不断の見直しについて、自律的・自主的な労使関係の中で取り組むこととしており、管理職職員等の本俸引上げ幅の抑制等、給与水準の適正化に取り組む考えである。 【改善策】 上述のとおり、国における取組みを踏まえつつ、給与制度の見直しについて、自律的・自主的な労使関係の中で、給与水準の適正化に取り組む。

4　モデル給与
（扶養親族がいない場合）

○22歳（大卒初任給）　月額256,600円　年間給与与3,854,772円
○35歳（本店調査役）　月額414,100円　年間給与7,087,320円
○50歳（本店課長）　月額624,000円　年間給与11,073,844円
※扶養親族がいる場合には、扶養手当を支給。
モデル給与の月額及び年間給与は、本俸、管理職手当、特別都市手当、特地勤務手当を基礎に算出している。

5　業績給の仕組み及び導入に関する考え方

当公庫は、公正な処遇、人材育成、人材活用、組織目標の達成を目的とした人事考課制度を導入しており、人事考課制度による職員の勤務成績を昇給・昇格に反映させるとともに、奨励手当において半期毎の勤務成績を反映させる仕組みとしている。
今後も、同制度を活用し、継続して取り組む考えである。

III 総人件費について

区　　分	当年度（令和7年度）	当年度（令和6年度）	比較増△減	
給与、報酬等支給総額（A）	千円 2,036,232	千円 2,030,694	千円 5,538	(%) (0.3%)
退職手当支給額（B）	千円 113,550	千円 222,798	千円 △ 109,248	(%) (△49.0%)
非常勤役職員等給与（C）	千円 392,775	千円 374,929	千円 17,846	(%) (4.8%)
福利厚生費（D）	千円 510,424	千円 518,002	千円 △ 7,578	(%) (△1.5%)
最広義人件費（A+B+C+D）	千円 3,052,981	千円 3,146,423	千円 △ 93,443	(%) (△3.0%)

注：各項目で端数処理を行っているため、各項目（（A）～（D））の合計が、総額（A+B+C+D）と一致しない場合がある。

総人件費について参考となる事項

①令和7年度においては、「退職手当支給額」が前年度比△49.0%となったこと等により、「最広義人件費」は前年度比△3.0％となった。これは、退職者が減少したこと等が主な要因となっている。
②「公務員の給与改定に関する取扱いについて」（平成29年11月7日閣議決定）及び「独立行政法人及び特殊法人等における役職員の給与及び退職手当について」（平成29年11月17日事務連絡）に基づき、平成30年1月から以下の措置を講ずることとした。
役員に関する講じた措置：平成30年1月1日以降は、△16.3%
職員に関する講じた措置：平成30年1月1日以降は、△16.3%
③総人件費については、国の動向等を踏まえ、必要な検討を行うほか、公庫独自の給与の見直しを進めることとしており、これらにより総人件費抑制に取り組む考えである。

IV 定年制度及び60歳以上の職員の給与制度

職員の令和8年度の定年年齢は62歳であり、国家公務員と同様に令和5年度から2年に1歳ずつ、令和13年度に65歳となるまで段階的に引き上げる措置をとっている。
定年年齢の引上げに伴い、60歳に達した管理職職員は非管理職に降任する制度を設けているほか、60歳に達した日後最初の4月1日以後の本俸は、7割水準を適用している。

V その他

（特になし）

沖縄振興開発金融公庫法（抜粋）

（目的）

第１条　沖縄振興開発金融公庫は、沖縄（沖縄県の区域をいう。以下同じ。）における産業の開発を促進するため、長期資金を供給すること等により、一般の金融機関が行う金融及び民間の投資を補完し、又は奨励するとともに、沖縄の国民大衆、住宅を必要とする者、農林漁業者、中小企業者、病院その他の医療施設を開設する者、生活衛生関係の営業者等に対する資金で、一般の金融機関が供給することを困難とするものを供給し、もつて沖縄における経済の振興及び社会の開発に資することを目的とする。

（役員）

第８条　公庫に役員として理事長1人、副理事長1人、理事3人以内及び監事1人を置く。

（役員の給与及び退職手当の支給の基準）

第18条　公庫は、その役員の給与及び退職手当の支給の基準を社会一般の情勢に適合したものとなるよう定め、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

（業務の範囲）

第19条　公庫は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一　沖縄における産業の振興開発に寄与する事業に必要な長期資金（沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み特に必要があると認められるものとして主務大臣が定めるものに限る。）であつて次に掲げるものの貸付け、当該資金に係る債務の保証（債務を負担する行為であつて債務の保証に準ずるものを含む。以下同じ。）、当該資金の調達のために発行される社債（特別の法律により設立された法人で会社でないものの発行する債券を含む。以下同じ。）の応募その他の方法による取得又は当該資金に係る貸付債権の全部若しくは一部の譲受けを行うこと。ただし、当該保証に係る債務の履行期限（ただし、当該債務の保証の日から起算する。）及び当該取得に係る社債の償還期限（ただし、当該取得の日から起算する。）及び当該譲受けをした貸付債権に係る貸付金の償還期限（ただし、当該譲受けの日から起算する。）は、一年未満のものであつてはならない。

イ　設備の取得（設備の賃借権その他の設備の利用に係る権利の取得を含む。）、改良若しくは補修（以下この号において「取得等」という。）に必要な資金、当該設備の取得等に関連する資金、土地の造成（当該造成に必要な土地の取得を含む。）に必要な資金又は既成市街地若しくは駐留軍用地跡地（沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法（平成七年法律第百二号）第二条第二号に規定する駐留軍用地跡地をいう。）の整備改善に著しく寄与する事業（住宅の建設に係るもので政令で定めるものを除く。）に係る施設若しくは地域の経済社会の基盤の充実に著しく寄与する施設の建設若しくは整備に必要な資金

ロ　イに掲げるもののほか、事業の円滑な遂行に必要な無体財産権その他これに類する権利の取得、人員の確保、役務の受入れ若しくは物品の購入等に必要な資金（沖縄における産業の振興開発に特に寄与する資金として主務大臣が定めるものに限る。）又は高度で新しい技術の研究開発に必要な資金

ハ　イ又はロに掲げる資金の返済に必要な資金（イ又はロに掲げる資金の調達のために発行された社債の償還に必要な資金を含む。）

一の二　主務大臣の認可を受けて、沖縄における産業の振興開発に寄与する事業に必要な資金（沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み特に必要があると認められるものとして主務大臣が定めるものに限る。）の出資を行うこと。

一の三　前2号に掲げるもののほか、前2号の業務を円滑かつ効果的に行うために必要な業務（前2号の業務と密接な関連を有する業務として政令で定めるものに限る。）を行うこと。

二　沖縄に住所を有する者で沖縄において事業を営むものに対して、小口の事業資金の貸付けを行い、並びに沖縄に住所を有する者に対して、小口の教育資金の貸付け（所得の水準その他の政令で定める要件を満たす者に対するものに限る。）を行い、及び恩給等を担保として小口の資金を貸し付けること。

三　次に掲げる者に対して、住宅の建設、住宅の用に供する土地の取得又は借地権の取得その他の政令で定める使途に充てるため必要な長期資金を貸し付けること及びこれらに関する業務で政令で定めるものを行うこと。

イ　沖縄において自ら居住するため住宅を必要とする者

ロ　沖縄において親族の居住の用に供するため自ら居住する住宅以外に住宅を必要とする者

ハ　沖縄において次に掲げる者に対し住宅を建設して賃貸する事業を行う者（地方公共団体を除く。）

(1) 自ら居住するため住宅を必要とする者

(2) 自ら居住するため住宅を必要とする者に対し住宅を賃貸する事業を行う者

ニ　その他政令で定める者

四　沖縄において農業（畜産業及び養蚕業を含む。）、林業若しくは漁業を営む者又はこれらの者の組織する法人その他政令で定める者に対して、必要な長期資金で政令で定めるものを貸し付けること。

五　沖縄において事業を行う中小企業者に対して事業の振興に必要な資金（特定の中小企業者を対象とし、かつ、中小企業に関する重要な施策の目的に従つて貸付けが行われる長期の資金又は沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み特に必要があると認められる長期の資金として、主務大臣が定めるものに限る。）の貸付けを行い、及び沖縄において事業を行う中小企業者が事業の振興に必要な長期資金を調達するために新たに発行する社債（社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）第66条第1号に規定する短期社債を除く。）の応募その他の方法による取得（特定の中小企業者を対象とし、かつ、中小企業に関する重要な施策の目的に従つて行われるもの又は沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み特に必要があると認められるものとして、主務大臣が定めるものに限る。）を行うこと。

六　沖縄において病院、診療所、薬局その他政令で定める施設を開設する個人又は医療法人その他政令で定める法人に対して、当該施設（当該施設の運営に関し必要な附属施設を含むものとし、薬局にあつては、調剤のために必要な施設とする。）の設置、整備又は運営に必要な長期資金の貸付けを行い、及び沖縄において指定訪問看護事業を行う医療法人その他政令で定める者に対して、当該事業に必要な長期資金を貸し付けること。

七　沖縄において営業を営む生活衛生関係営業者その他の政令で定める者に対して、当該営業を営むのに要する資金（当該営業に係る衛生水準の向上及び近代化の促進に必要なものに限る。）並びに生活衛生関係営業者の共通の利益を増進するための事業その他当該営業に係る衛生水準の向上及び近代化の促進に必要な事業を行うのに要する資金で、政令で定めるものを貸し付けること。

八　公庫に対して次のイからニまでに掲げる債務を有する当該イからニまでに定める者（イ、ロ又はニに定める者にあつては、中小企業者又は中小規模の事業者として主務省令で定めるものに限る。）の株式又は持分の取得であつて、当該債務を消滅させるためにするものを行うこと。

イ　第二号の規定による小口の事業資金の貸付けに係る債務　沖縄に住所を有する者で沖縄において事業を営むもの

ロ　第四号の規定による貸付けに係る債務　同号に規定する者
ハ　第五号の規定による貸付け又は同号の規定により公庫が取得した社債に係る債務　沖縄において事業を行う中小企業者
二　前号の規定による貸付けに係る債務　同号の規定する政令で定める者
九　前各号の業務に附帯する業務を行うこと。
2　前項において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
一　小口の事業資金　株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）別表第1第1号の下欄に規定する小口の事業資金をいう。
一の二　小口の教育資金　株式会社日本政策金融公庫法別表第1第2号の下欄に規定する小口の教育資金をいう。
二　恩給等　株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律（昭和29年法律第91号）第2条第1項に規定する恩給等をいう。
三　中小企業者　株式会社日本政策金融公庫法第2条第3号に規定する中小企業者をいう。
四（略）
五　生活衛生関係営業者　株式会社日本政策金融公庫法第2条第1号に規定する生活衛生関係営業者をいう。
3（略）
4　株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律第3条から第9条までの規定は、公庫が同法第2条第1項に規定する恩給等を担保として貸付けをする場合について準用する。

（業務の委託等）
第20条　公庫は、主務省令で定める金融機関、地方公共団体その他政令で定める法人に対し、その業務（次条第1項の規定により委託を受けた業務を含む。）のうち政令で定めるものを委託することができる。
2　金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、公庫が前項の規定により当該金融機関に対し委託した業務を受託することができる。
3　第1項の規定により業務の委託を受けた金融機関又は同項に規定する政令で定める法人（以下「受託金融機関等」という。）の役員又は職員で、当該委託業務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（業務の受託）
第21条　公庫は、主務大臣の認可を受けて、独立行政法人住宅金融支援機構の行う独立行政法人住宅金融支援機構法（平成17年法律第82号）第13条第1項第1号から第3号までに規定する業務若しくはこれらに附帯する業務の一部、株式会社日本政策金融公庫の行う株式会社日本政策金融公庫法第11条第1項第2号の規定による同法別表第2第1号から第5号までに掲げる業務若しくはこれらに附帯する業務又は特別の法律によつて設立された法人で政令で定めるものの行う貸付けの業務を受託することができる。
2　公庫は、前項の規定により業務の委託を受けたときは、当該委託を受けた業務に係る貸付けによつて生ずる債務の保証を行うことができる。

（業務方法書）
第22条　公庫は、業務の開始の際、業務方法書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
2　前項の業務方法書に記載すべき事項は、主務省令で定める。

（事業計画及び資金計画）
第23条　公庫は、四半期ごとに、事業計画及び資金計画を作成し、並びに当該四半期における第26条第2項の規定による短期借入金の借入れの最高額を定め、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（参考）
「役員に対する給与及び退職手当の支給の基準」に係る公表について
当公庫の役員の給与及び退職手当の支給の基準は次のとおりです。これは沖縄振興開発金融公庫法第18条の規定に基づき、公表するものです。

役員に対する給与及び退職手当の支給の基準
（令和8年6月17日現在）
1　基本的な考え方（社会一般の情勢への適合）
沖縄振興開発金融公庫法第18条においては、役員の給与及び退職手当（以下「給与等」という。）の支給の基準を社会一般の情勢に適合したものとなるよう定めることとされている。その際、基本的な考え方として次の点に配慮するものとする。
（1）役員の給与等は、各役職の職責及び必要とされる能力に応じたものであること。
（2）役員の給与等は、沖縄振興開発金融公庫の適切な業務運営を図るために必要な人材を確保しうるものとし、そうした人材の民間企業等における処遇の実情を勘案すること。
（3）役員の給与等は、沖縄振興開発金融公庫の業務及び財産の公共性に鑑み、その総額を含め適正かつ効率的なものとなるよう配慮すること。
2　役員の給与等
（1）給与

給与の種類	支給基準等
イ　本　俸	月額により支給 本俸月額（単位：千円） 理事長　1,152 副理事長　990 理事　856 監事　768
ロ　特別調整手当	東京都特別区に在勤する役員　本俸月額×0.20
ハ　通勤手当	一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第12条第1項及び第2項の規定に準じて支給
ニ　特別手当	【（本俸月額＋特別調整手当月額）＋（本俸月額×0.25）＋｛（本俸月額＋特別調整手当月額）×0.2）｝】×支給割合（※）×在職期間 （※）令和7年度支給割合：3.5ヵ月

（2）退職手当
退職の日における本俸月額×10.4625／100×100／98
×業績勘案率（※）×在職期間（月数）

（※）外部の学識経験者で構成される業績評価委員会が、0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する率

役員退職手当の支給状況（令和7年度中に支給された退職手当）

区分	支給額（総額）	在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘　要
理事長	千円 該当者なし	年	月			－
副理事長	千円 該当者なし	年	月			－
理事	千円 該当者なし	年	月			－

（注）業績勘案率は、外部の学識経験者で構成される業績評価委員会が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する。

会計等に関する関連法の規定（抜粋）

◇沖縄振興開発金融公庫法

（資本金）

第４条　公庫の資本金は、附則第4条第2項の規定により政府から出資があつたものとされた金額に相当する金額とする。

2　政府は、予算で定める金額の範囲内において、公庫に追加して出資することができる。

3　公庫は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

（予算及び決算）

第24条　公庫の予算及び決算に関しては、沖縄振興開発金融公庫の予算及び決算に関する法律（昭和26年法律第99号）の定めるところによる。

（国庫納付金）

第25条　公庫は、毎事業年度の損益計算上利益金を生じたときは、これを翌事業年度の５月31日までに国庫に納付しなければならない。

2　前項の規定による国庫納付金は、同項に規定する日の属する会計年度の前年度の政府の歳入とする。

3　第１項の利益金の計算の方法並びに同項の規定による国庫納付金の納付の手続及びその帰属する会計については、政令で定める。

（借入金等）

第26条　公庫は、主務大臣の認可を受けて、政府から資金の借入れをすることができる。

2　公庫は、資金繰りのため必要があるときは、前項に規定する政府からの資金の借入れの予算で定める限度額及び次条第1項に規定する沖縄振興開発金融公庫債券（以下この項において「公庫債券」という。）の発行の予算で定める限度額の合計額に相当する金額から、前項の規定により既に借り入れている資金の借入れの額及び既に発行している公庫債券の額の合計額に相当する金額を差し引いた金額（当該金額が第23条の規定により定めた短期借入金の借入れの最高額を上回るときは、当該最高額）を限度として、主務省令で定める金融機関から短期借入金をすることができる。

3　前項の規定による短期借入金は、当該短期借入金をした事業年度内に償還しなければならない。

4　公庫は、主務大臣の認可を受けて、勤労者財産形成促進法（昭和46年法律第92号）第10条第２項本文の規定による貸付け（以下「財形住宅貸付け」という。）に必要な資金を調達するため、政府以外の者から資金の借入れをすることができる。

5　公庫は、主務大臣の認可を受けて、沖縄における産業の振興開発に金融上の寄与をするために必要な資金の財源に充てるため、政令で定めるところにより、寄託金の受入れをすることができる。

6　第１項、第２項、第４項及び前項に規定する場合を除くほか、公庫は、資金の借入れ又は寄託金の受入れをしてはならない。

（債券の発行）

第27条　公庫は、主務大臣の認可を受けて、沖縄振興開発金融公庫債券（以下「公庫債券」という。）を発行することができる。

2　前項に定めるもののほか、公庫は、公庫債券を失つた者に対し交付するため必要があるときは、政令で定めるところにより、公庫債券を発行することができる。

3　公庫は、主務大臣の認可を受けて、財形住宅貸付けに必要な資金を調達するため、沖縄振興開発金融公庫財形住宅債券（以下「財形住宅債券」という。）を発行することができる。

4　公庫は、主務大臣の認可を受けて、第19条第１項第３号イに掲げる者で同号の規定による貸付けを希望するものその他政令で定める者が引き受けるべきものとして、沖縄振興開発金融公庫住宅宅地債券（以下「住宅宅地債券」という。）を発行することができる。

5　公庫債券、財形住宅債券又は住宅宅地債券の債権者は、公庫の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

6　前項の先取特権の順位は、民法（明治29年法律第89号）の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

7　公庫は、公庫債券、財形住宅債券又は住宅宅地債券の発行に関する事務の全部又は一部を本邦又は外国の銀行、信託会社又は金融商品取引業（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第２条第８項に規定する金融商品取引業をいう。次項において同じ。）を行う者に委託することができる。

8　会社法（平成17年法律第86号）第705条第１項及び第２項並びに第709条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行、信託会社又は金融商品取引業を行う者について準用する。

9　前各項に定めるもののほか、公庫債券、財形住宅債券又は住宅宅地債券に関し必要な事項は、政令で定める。

（政府保証）

第27条の2　政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和21年法律第24号）第３条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、公庫が前条第１項の規定により発行する公庫債券に係る債務（国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和28年法律第51号）第２条の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。次項において同じ。）について保証することができる。

2　政府は、前項の規定によるほか、公庫が前条第２項の規定により発行する公庫債券に係る債務について、保証することができる。

（余裕金の運用等）

第28条　公庫は、次の方法による場合のほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一　国債、地方債又は政府保証債（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。）の保有

二　財政融資資金への預託

三　銀行への預金

四　前3号の方法に準ずるものとして主務省令で定める方法

2　前項に規定する方法による余裕金の運用は、安全かつ効率的に行わなければならない。
3　公庫は、業務に係る現金を国庫以外に預託してはならない。

附則

（琉球開発金融公社等からの権利義務の承継等）

第４条　公庫の成立の際、現に琉球開発金融公社の有する権利義務で、協定に基づいて政府が引き継ぐこととなるもの、大衆金融公庫の有する権利義務及び琉球政府の産業開発資金融通特別会計、運搬船建造資金融通特別会計、住宅建設資金融通特別会計、農林漁業資金融通特別会計又は本土産米穀資金特別会計に属する権利義務は、政令で定めるものを除き、その時において公庫が承継する。
2　前項の規定により公庫が権利義務を承継したときは、その承継された権利義務に係る資産の価額の合計額から負債の価額の合計額を差し引いた金額に相当する金額が、政府から公庫に出資されたものとする。
3　前項の資産及び負債の評価の方法については、政令で定める。

◇沖縄振興開発金融公庫の予算及び決算に関する法律

（事業年度）

第２条　公庫の事業年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月31日に終る。

（決算の完結）

第17条　公庫は、毎事業年度の決算を翌年度の５月31日までに完結しなければならない。

（財務諸表の作成、提出等）

第18条　公庫は、毎事業年度、損益計算書、貸借対照表及び財産目録（これらの書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして財務大臣が定めるものをいう。次条第1項において同じ。）を含む。以下「財務諸表」という。）を作成し、当該財務諸表に関する監事の意見を付して、決算完結後1月以内に主務大臣を経由して財務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。
2　公庫は、前項の規定による財務大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表、附属明細書及び業務報告書並びに同項の監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、財務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。
3　前項に規定する附属明細書及び業務報告書に記載すべき事項は、財務省令で定める。

（決算報告書の作成、提出等）

第19条　公庫は、決算完結後第５条第４項及び第９条第１項に規定する予算の区分に従い、毎事業年度の決算報告書（当該決算報告書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下第21条までにおいて同じ。）を作成し、当該決算報告書に関する監事の意見を付し、かつ、前条第１項の規定による財務大臣の承認を受けたときは、当該承認に係る当該事業年度の財務諸表を添え、遅滞なく主務大臣を経由して財務大臣に提出しなければならない。
2　財務大臣は、前項の規定により決算報告書の提出を受けたときは、これに同項の財務諸表を添え、内閣に送付しなければならない。
3　公庫は、第１項の規定による提出を行つたときは、遅滞なく、同項の決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、財務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。
4　第１項に規定する決算報告書の形式及び内容については、財務大臣が定める。

（決算報告書等の会計検査院への送付）

第20条　内閣は、前条第２項の規定により公庫の決算報告書の送付を受けたときは、同条第1項の財務諸表を添え、翌年度の11月30日までに、会計検査院に送付しなければならない。

（決算報告書等の国会への提出）

第21条　内閣は、会計検査院の検査を経た公庫の決算報告書に第19条第１項の財務諸表を添え、国の歳入歳出決算とともに国会に提出しなければならない。

その他

財務諸表の作成方法等については、「特殊法人等会計処理基準」（昭和62年10月２日財政制度審議会公企業会計小委員会報告）に準拠している。

◇簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（抄）

（沖縄振興開発金融公庫の在り方）

第11条　沖縄振興開発金融公庫は、沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第３条の２第１項の沖縄振興基本方針に係る同条第３項に規定する令和4年度を初年度とする10箇年の期間が経過した後において、新政策金融機関に統合するものとする。
2　沖縄振興開発金融公庫の業務は、新政策金融機関に承継させる。ただし、平成20年度において、沖縄の置かれた特殊な諸事情にかんがみ特に存続させる必要があるものを除き、日本政策投資銀行の業務に相当する業務は廃止し、国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫及び中小企業金融公庫の業務に相当する業務については第８条第２項ただし書、第９条第２項ただし書及び前条第２項ただし書の規定に準じた措置を講ずるものとする。
3　第１項の統合に当たっては、沖縄県の区域を管轄する新政策金融機関の事務所が、沖縄の振興に関する施策に金融上の寄与をするため、前項本文の業務を自立的かつ主体的に遂行することを可能とする体制を整備するものとする。

沿　革

県内外の主な動き		沖縄公庫の沿革
本土復帰により沖縄県発足（47年5月） 「沖縄振興開発計画政府決定」（47年12月） 復帰記念「若夏国体」 開催（48年5月） 石油危機発生（48年10月） ベトナム戦争終結（50年4月） 「海洋博」 開催（50年7月～51年1月）	1972（昭和47年） ～ 1975（昭和50年）	沖縄公庫設立（47年5月） 中小・零細企業特別融資開始（47年6月） 那覇支店を本店に統合等の機構改革実施（49年4月） 本店事務所、 那覇市久茂地へ移転（49年12月） 財形住宅資金創設（50年6月） 環境衛生資金に従業員独立開業資金創設（50年7月）
沖縄石油基地（CTS）建設許可（51年6月） 交通方法変更実施（53年7月） 第二次石油危機（54年） 県、 中城湾港開発基本計画決定（55年7月）	1976（昭和51年） ～ 1980（昭和55年）	赤瓦住宅融資制度創設（52年6月） 出資及び債務保証業務追加（53年） 進学資金融資制度創設（53年） 交通方法変更に伴う特別融資制度創設（53年）
沖縄振興開発特別措置法の10年間延長決定（57年5月） 第二次沖縄振興開発計画スタート（57年） 沖縄県中央卸売市場開設（59年4月） 郵政省、 沖縄をテレトピアモデル地域に指定（60年3月）	1981（昭和56年） ～ 1985（昭和60年）	住宅資金に段階金利制度創設（57年10月） 研修会館「鐘秀館」 竣工（57年11月） 中古住宅購入資金創設（58年） 北部支店新店舗落成（59年5月） システム開発事務局発足（60年4月）
県、「沖縄県観光振興基本計画」 策定（61年9月） 「海邦国体」 開催（62年9月） 沖縄自動車道、 石川～那覇間開通（62年10月） 国内初の「沖縄自由貿易地域那覇地区」完成（63年5月） 昭和天皇崩御、 新元号「平成」 と改元（元年1月） 消費税スタート（元年4月） 県庁新庁舎行政棟落成（2年1月） 県「リゾート沖縄マスタープラン」 発表（2年3月）	1986（昭和61年） ～ 1990（平成２年）	沖縄観光レクリエーション拠点整備資金創設（61年） 沖縄自由貿易地域振興資金創設（62年） 融資相談室発足（62年） NTT無利子貸付制度創設（62年9月） プロジェクト推進室発足（63年4月） 中部支店新店舗落成（2年3月） 産業開発資金に立ち上がり支援資金等を創設（2年6月）
湾岸戦争勃発（3年1月） 第三次沖縄振興開発計画決定（4年9月） 首里城公園開園正殿復元（4年11月） EC統合市場発足（5年1月） 阪神・淡路大震災（7年1月）	1991（平成３年） ～ 1995（平成７年）	進学資金を教育資金に改正（3年4月） 宮古支店新店舗落成（6年3月） プロジェクト推進課発足（6年6月） 年金福祉事業団へ年金教育貸付の業務委託を開始（6年11月） 自由貿易地域等特定地域振興資金創設（7年4月）
普天間飛行場の全面返還合意（8年4月） 沖縄都市モノレール着工（8年11月） 県、「国際都市形成構想」 を決定（8年11月） 香港返還（9年7月） 山一証券経営破綻、 自主廃業決定（9年11月） 沖振法改正により「特別自由貿易地域」、「情報通信産業振興地域」 及び「観光振興地域」 創設（10年3月） 長銀、 日債銀破綻、 国有化（10年10月） 「沖縄経済振興21世紀プラン」 中間報告（11年6月） 九州・沖縄サミット開催（12年7月） 琉球王国のグスク及び関連遺産群が世界遺産登録（12年11月）	1996（平成８年） ～ 2000（平成12年）	沖縄特産品振興資金創設（8年6月） 代理店の業務範囲に中小企業等の特定資金、 恩給担保資金を追加拡大（9年1月・4月） 産発・中小・生業資金に金融環境変化対応貸付創設（9年） 新規事業支援室発足（9年4月） 沖縄農林畜水産物等起業化支援資金創設（9年4月） 産業開発資金に非設備資金創設（10年12月） 沖縄創業者等支援緊急特別資金創設（10年12月） 沖縄離島地域経済活性化資金創設（11年4月） 本店新店舗落成（12年４月） 住宅宅地債券（マンション修繕コース）制度創設（12年6月）
中央省庁再編。 沖縄開発庁は内閣府に統合（13年1月） 「特殊法人等改革基本法」 成立（13年6月） 米国同時テロ発生（13年9月） 沖縄信用金庫破綻（13年10月） 「沖縄振興特別措置法」 施行（14年4月） 「沖縄振興計画」 策定（14年7月） イラク戦争勃発（15年3月） 日本郵政公社発足（15年4月） 沖縄都市モノレール開業（15年8月） 国立劇場おきなわ開場（16年1月） 沖縄国際大学に米軍ヘリ墜落炎上（16年8月） 「行政改革の重要方針」 閣議決定（17年12月）	2001（平成13年） ～ 2005（平成17年）	「わたしたちの行動指針」の制定（13年3月） 沖縄情報通信産業支援資金創設（13年4月） おきなわブランド振興資金創設（13年4月） 沖縄観光関連業者緊急特別資金創設（13年10月） 新事業創出促進出資業務追加（14年4月） 融資第一、 二、 三部及び債権管理部に班制導入、 新事業育成出資室及び信用リスク管理統括室発足 （14年4月） 第1回沖縄公庫債券100億円発行（14年10月） 赤土等流出防止低利（ちゅら海低利）制度創設（15年4月） コンプライアンス総括室発足（16年4月） 沖縄離島振興貸付・沖縄特産品振興貸付 「泡盛特例」、 沖縄中小企業経営基盤強化貸付を創設（17年4月）
「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」 公布（18年6月） リーマン・ブラザース経営破綻（20年9月） 「株式会社日本政策金融公庫法」 及び「株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」公布（19年5月）施行（20年10月） 株式会社日本政策金融公庫発足（20年10月） 株式会社日本政策投資銀行発足（20年10月）	2006（平成18年） ～ 2010（平成22年）	審査役、 創業支援班及び生業融資・契約班が発足（18年4月） 融資第一部と事業管理部（債権管理部から改称）の再編を実施(19年4月) 八重山支店新店舗落成（19年4月） 東京本部事務所移転（19年9月） 情報システム統括室発足（20年4月） 沖縄自立型社会資本整備貸付創設（20年4月） 沖縄経済自立支援貸付創設（21年4月） 教育離島利率特例制度創設（22年4月）
東日本大震災（23年3月） 「沖縄振興特別措置法」改正（24年3月） 「沖縄21世紀ビジョン基本計画」策定（24年5月） 南ぬ島石垣空港開港（25年3月） 伊良部大橋開通（27年1月） 共通番号（マイナンバー）制度関連法施行（27年10月） アジアインフラ投資銀行（AIIB）発足（27年12月）	2011（平成23年） ～ 2015（平成27年）	沖縄雇用・経営基盤強化資金創設（24年4月） 沖縄人材育成資金創設（24年4月） 駐留軍用地跡地開発促進貸付制度創設（25年5月） 中小企業等資金を中心とした本店融資部門の再編を実施（25年6月） 産投出資規模拡充（リーディング産業支援）（26年4月） コンプライアンス総括室を総務部から企画調査部に移管（27年4月） 沖縄観光リゾート産業振興貸付制度創設（27年4月）
日銀がマイナス金利導入決定（28年1月） 沖縄県内の有効求人倍率が復帰後初めて1倍を突破（28年6月） 「沖縄21世紀ビジョン基本計画」改定（29年5月） 年平均の有効求人倍率が本土復帰後初の1倍超（30年1月） 県内入域観光客数1,000万人超過去最高を更新（31年3月） 新元号「令和」と改元（元年5月） 首里城公園で大規模火災。正殿ほか主要施設全焼（元年10月） 新型コロナウイルス感染症が流行（2年1月） 那覇空港第二滑走路供用開始（2年3月） 沖縄・奄美の世界自然遺産登録決定（3年7月） 東京五輪・パラリンピック（3年7月～9月） 軽石大量漂着（3年10月）	2016（平成28年） ～ 2021（令和3年）	沖縄地方創生雇用促進貸付利率特例制度創設（28年2月） 沖縄ひとり親雇用等促進貸付利率特例制度創設（28年4月） 沖縄農林漁業台風災害支援貸付制度創設（28年4月） 融資第二部に「ひとり親支援担当」を配置（29年４月） 中部支店移転（30年5月） 沖縄ひとり親支援・雇用環境改善貸付利率特例制度創設(31年4月) 企画調査部を業務統括部と調査部に再編（31年4月） 「くるみんマーク」取得（元年6月） 新型コロナウイルス感染症特別貸付制度創設（2年3月） 沖縄生産性向上促進貸付制度創設（2年4月） 新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付制度創設(2年8月) 産業開発資金資本性劣後ローン特例制度創設（3年4月） 本支店に「事業承継担当者」を配置（3年11月） 第30回沖縄公庫債券（サステナビリティボンド）100億円発行(3年12月)
ロシアによるウクライナ軍事侵攻（4年2月） 「沖縄振興特別措置法」改正（4年3月） 沖縄復帰50周年（4年5月） 「新・沖縄21世紀ビジョン基本計画」策定（4年5月） 第7回世界のウチナーンチュ大会開催（4年10月） 首里城正殿起工（4年11月） 新型コロナウイルス感染症の位置付けが5類感染症へ移行(5年5月) 原発処理水の放出開始、中国が反発(5年8月) イスラエル・ハマスの軍事衝突(5年10月) 能登半島地震(6年1月) 日銀がマイナス金利解除(6年3月) 円安、34年ぶり1ドル160円台(6年4月) 泡盛が無形文化遺産登録(6年12月) トランプ氏、米大統領に返り咲く(7年1月) オリオンビールが東証プライム市場に上場(7年9月) 米軍がイランに大規模攻撃(8年2月)	2022（令和4年） ～	沖縄振興開発金融公庫法改正（4年3月） 出資部門再編により融資第一部産業振興出資室発足（4年4月） 沖縄振興特別措置法の改正に伴い新事業創出促進出資の出資対象を拡充(4年4月) 産業開発資金カーボンニュートラル推進投資利率特例制度創設(4年4月) 業務統括部事業者支援推進室が発足（5年4月） 新事業創出促進出資制度拡充(出資方法に「新株予約権の取得」を追加)(5年4月) WEBサービス「沖縄公庫コネクト」開設、教育資金インターネット申込サービスの提供を開始(5年10月) 事業承継マッチングサービス(事業承継コネクト)を開始(6年2月) 沖縄人材活躍推進貸付利率特例制度創設(6年4月) 沖縄社会課題対応企業等支援貸付創設(6年4月) ガバナンス強化を図るため監事を常勤化(8年4月) 北部支店新店舗落成(8年5月)

組織機構

（令和8年4月1日現在）

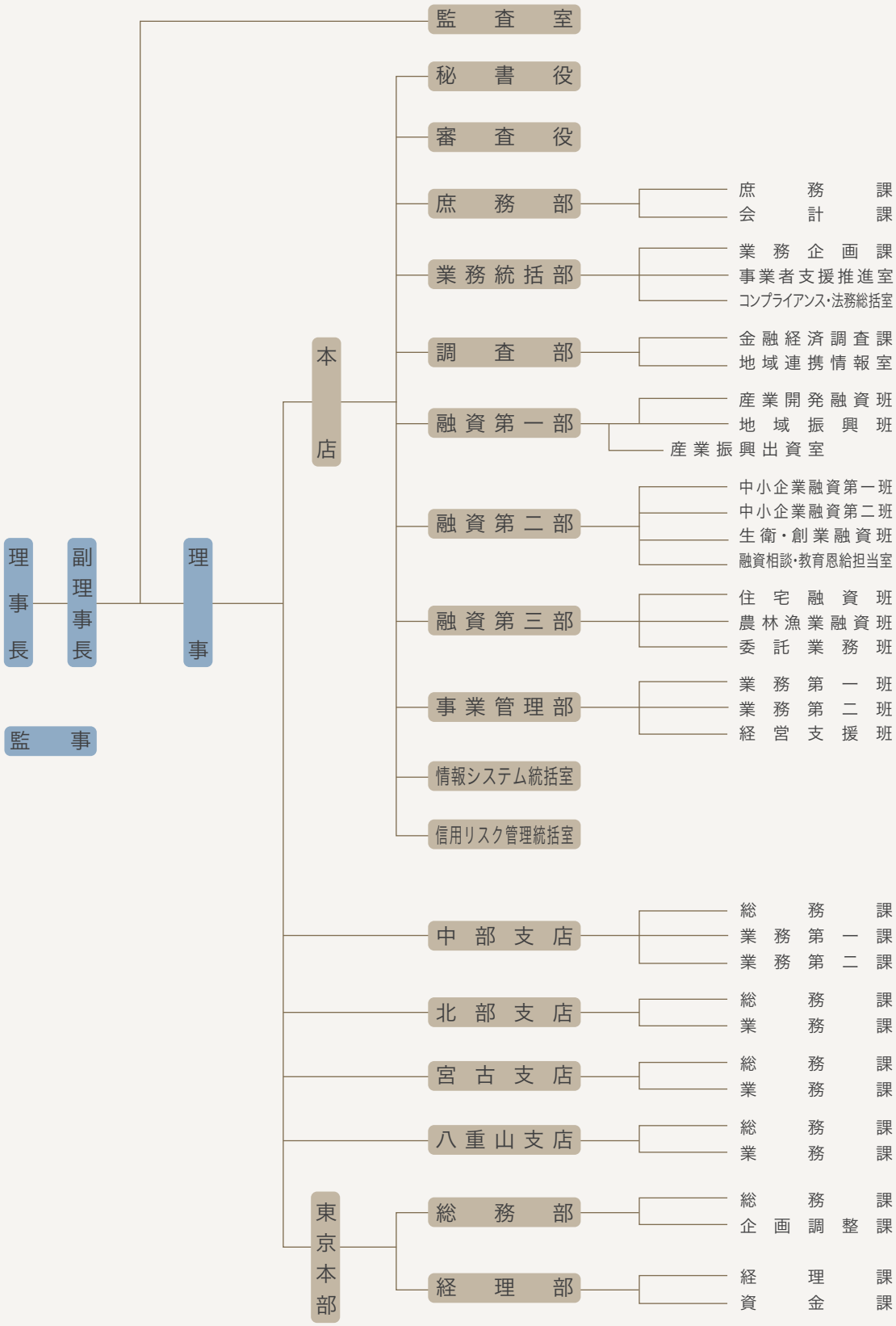

店舗

きめ細かく地域のニーズに対応します。

本　　店

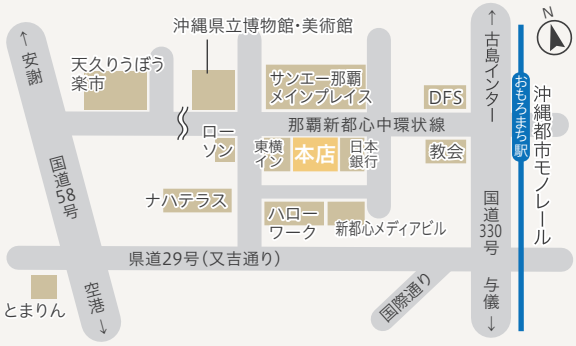

〒900-8520　那覇市おもろまち1-2-26
融資第一部（産業開発資金、医療資金、出資）
TEL:098-941-1765　FAX:098-941-1915
融資第二部（中小企業資金、生業資金、教育資金、恩給担保資金、生活衛生資金）
TEL:0120-981-827　FAX:098-941-1910
融資第三部（住宅資金、農林漁業資金）
TEL:0120-956-318　FAX:098-941-1915

東京本部

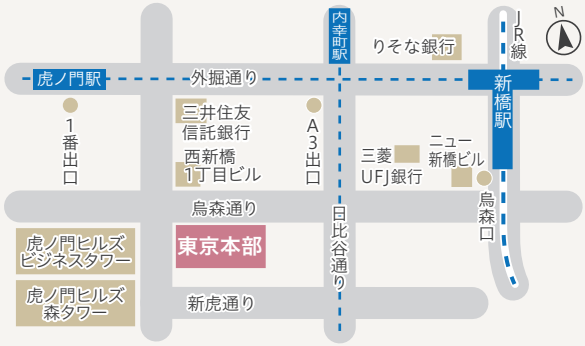

〒105-0003　東京都港区西新橋 2-1-1（興和西新橋ビル 10 階）
TEL:03-3581-3241　FAX:03-5511-8233
※上記地図上の番号は各駅の最寄出口

中部支店

〒904-0033 沖縄市山里1-1-1-102（パーチェ山里）
TEL:098-989-6511　FAX:098-989-6789

北部支店

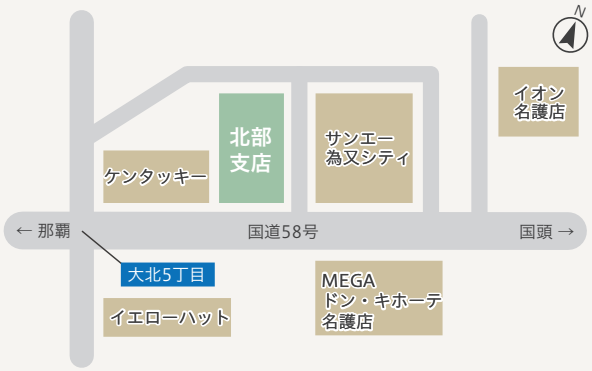

〒905-0005　名護市字為又904-19
TEL:0980-52-2338　FAX:0980-51-1008

宮古支店

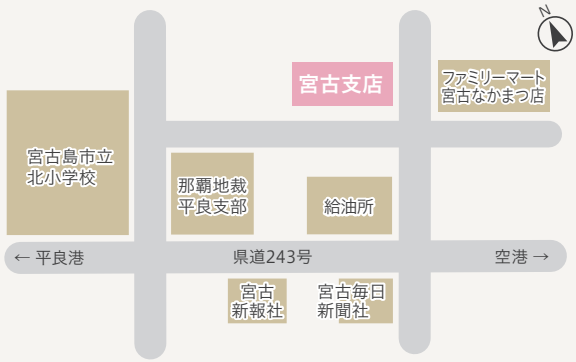

〒906-0007　宮古島市平良字東仲宗根118-1
TEL:0980-72-2446　FAX:0980-72-7049

八重山支店

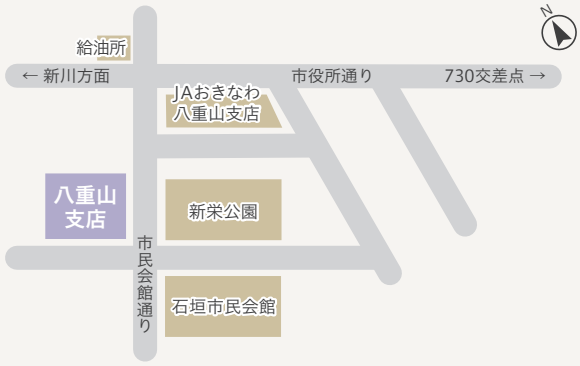

〒907-0014　石垣市新栄町4−1
TEL:0980-82-2701　FAX:0980-83-1634

【本店・支店業務区域図】

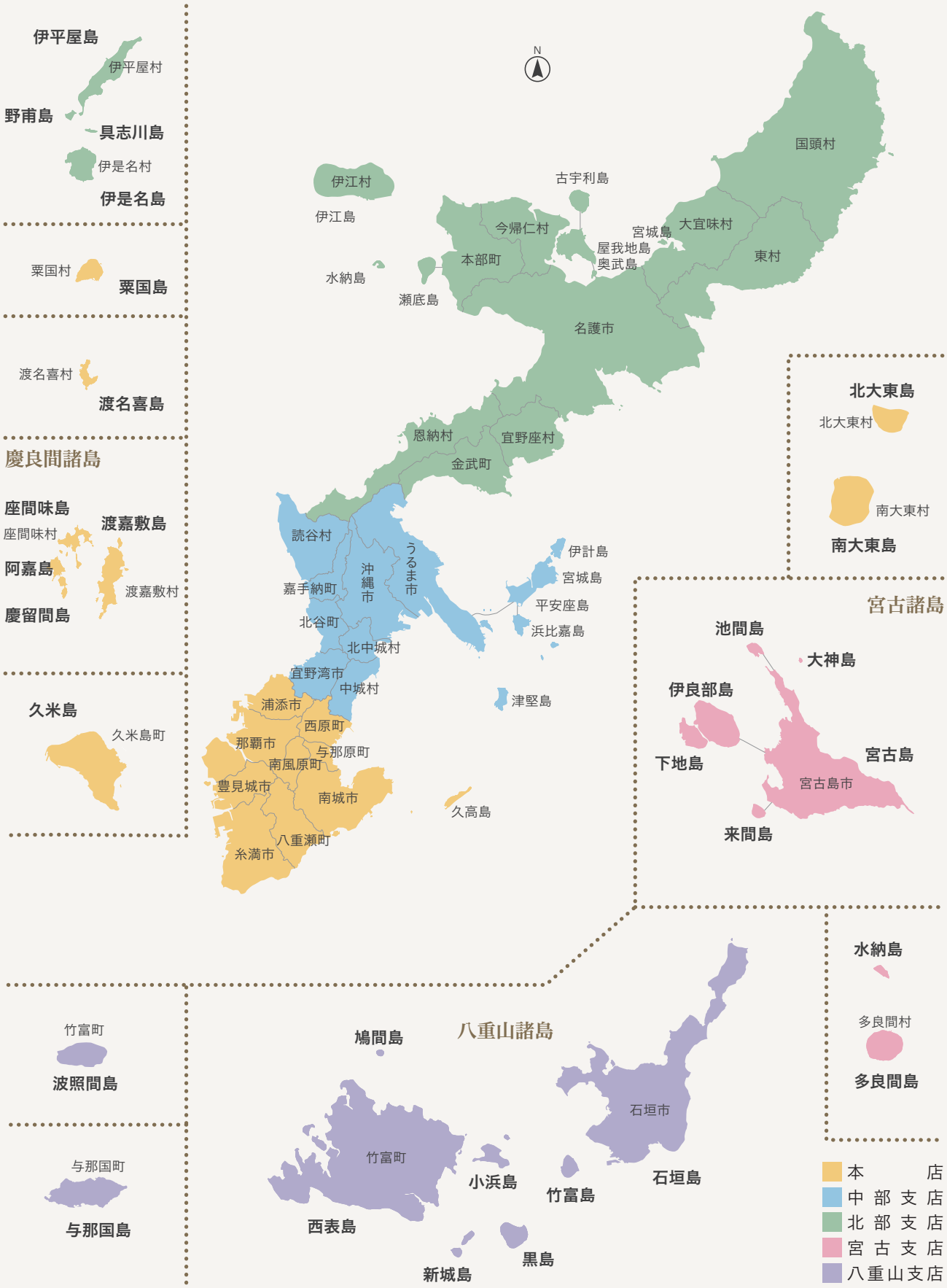
伊平屋島
伊平屋村
野甫島
具志川島
伊是名村
伊是名島
粟国村
粟国島
渡名喜村
渡名喜島
慶良間諸島
座間味島
座間味村
渡嘉敷島
阿嘉島
渡嘉敷村
慶留間島
久米島
久米島町
N
伊江村
伊江島
古宇利島
国頭村
今帰仁村
宮城島
大宜味村
屋我地島
奥武島
東村
本部町
水納島
瀬底島
名護市
恩納村
宜野座村
金武町
読谷村
沖縄市
うるま市
嘉手納町
北谷町
北中城村
宜野湾市
中城村
浦添市
西原町
那覇市
与那原町
南風原町
豊見城市
南城市
八重瀬町
糸満市
伊計島
宮城島
平安座島
浜比嘉島
津堅島
久高島
北大東島
北大東村
南大東村
南大東島
宮古諸島
池間島
大神島
伊良部島
下地島
宮古島
宮古島市
来間島
水納島
多良間村
多良間島
竹富町
波照間島
与那国町
与那国島
八重山諸島
鳩間島
石垣市
竹富町
小浜島
竹富島
石垣島
西表島
黒島
新城島
本店
中部支店
北部支店
宮古支店
八重山支店

Report 2026

ホームページ
(www.okinawakouko.go.jp/)

X

沖縄振興開発金融公庫
THE OKINAWA DEVELOPMENT FINANCE CORPORATION

発行／令和8年8月

沖縄振興開発金融公庫　業務統括部業務企画課
〒900-8520 沖縄県那覇市おもろまち1丁目2番26号
TEL.098-941-1740　FAX.098-941-1925

GREEN PRINTING JFPI P-B10269
この印刷製品は、環境に配慮した資材と工場で製造されています。

UD FONT

プライバシーマーク 24000176(10)
この印刷物は個人情報保護マネジメントシステム（プライバシーマーク）を認証された事業者が印刷しています。